

令和元年第3回岩泉町議会定例会
条例補正予算審査特別委員会会議録目次

第 1 号 (9月13日)

出席委員	1
欠席委員	1
委員会に出席した事務職員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
委員会日程	3
開会の宣告	5
委員長の互選	5
委員長の挨拶	5
副委員長の互選	5
議案第 1 号 岩泉町印鑑条例の一部を改正する条例について	6
議案第 2 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について	8
議案第 3 号 岩泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について	11
議案第 4 号 岩泉町森林環境譲与税基金条例について	18
議案第 5 号 岩泉町立保育園設置条例の一部を改正する条例について	22
議案第 6 号 ふれあいランド岩泉条例の一部を改正する条例について	24
議案第 7 号 岩泉町観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	29
議案第 8 号 龍泉洞青少年旅行村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	34
議案第 9 号 岩泉町観光センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	37
議案第10号 氷渡交流施設条例の一部を改正する条例について	40
議案第11号 岩泉町水道事業の設置等に関する条例について	44

議案第12号	岩泉町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例について	53
議案第13号	岩泉町水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備 に関する条例について	56
議案第14号	令和元年度岩泉町一般会計補正予算(第2号)	59
教育次長の発言		74
議案第15号	令和元年度岩泉町介護保険特別会計補正予算(第2号)	77
議案第16号	令和元年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算(第2号)	78
議案第17号	令和元年度岩泉町観光事業特別会計補正予算(第2号)	79
議案第18号	令和元年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	80
閉会の宣告		82
署名		83

令和元年第3回岩泉町議会定例会条例補正予算審査特別委員会記録（第1号）						
招 集 年 月 日	令 和 元 年 8 月 2 8 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 役 場 大 会 議 室					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 会	令 和 元 年 9 月 1 3 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	閉 会	令 和 元 年 9 月 1 3 日 午 後 3 時 3 6 分				
出席及び欠席委員 出席13人 欠席0人 (凡例) ○ 出席 × 欠席	委員 番号	氏 名	出欠 の別	委員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	畠 山 昌 典	○	9	菊 地 弘 巳	○
	2	畠 山 和 英	○	10	合 砂 丈 司	○
	3	小 松 ひ と み	○	11	畠 山 直 人	○
	4	八重樫 龍 介	○	12	三田地 泰 正	○
	5	三田地 久 志	○	13	野 舘 泰 喜	○
	6	林 崎 竟 次 郎	○			
	7	坂 本 昇	○			
	8	三田地 和 彦	○			

正副委員長氏名	委員長	三田地 泰 正	副委員長	三田地 久 志
委員会に出席した事務職員	事務局長	箱 石 良 彦	副主幹兼 議事係長	大 森 淳 一
	主 査	佐々木 美穂子		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	中 居 健 一		
	副 町 長	山 崎 重 信	副 町 長	末 村 祐 子
	教 育 長	三 上 潤	危機管理監兼 危機管理課長	佐々木 重 光
	総務課長	應 家 義 政	政策推進課長	三 浦 英 二
	会計管理者兼 税務出納課長	中 川 英 之	町 民 課 長	三 上 久 人
	保健福祉課長	田 鎖 英 明	経済観光交流課長	馬 場 修
	農林水産課長	佐々木 修 二	地域整備課長 兼復興課長	佐々木 真
	上下水道課長	三 上 訓 一	消防防災課長	和 山 勝 富
	教 育 次 長	三 上 義 重		
	そ の 他 の 関 係 職 員			
委員会日程	別紙委員会日程のとおり			
委員会に付した事件	別紙のとおり			
議事の経過	別紙のとおり			

令和元年第3回岩泉町議会定例会 条例補正予算審査特別委員会

委員会日程(第1号)

令和元年 9月 13日(金曜日) 午前10時00分開会

1. 開 会

2. 委員長の互選

3. 委員長の挨拶

4. 副委員長の互選

5. 付議事件

(1) 議案第1号 岩泉町印鑑条例の一部を改正する条例について

(2) 議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

(3) 議案第3号 岩泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について

(4) 議案第4号 岩泉町森林環境譲与税基金条例について

(5) 議案第5号 岩泉町立保育園設置条例の一部を改正する条例について

(6) 議案第6号 ふれあいらんど岩泉条例の一部を改正する条例について

(7) 議案第7号 岩泉町観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

(8) 議案第8号 龍泉洞青少年旅行村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

(9) 議案第9号 岩泉町観光センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

(10) 議案第10号 氷渡交流施設条例の一部を改正する条例について

(11) 議案第11号 岩泉町水道事業の設置等に関する条例について

(12) 議案第12号 岩泉町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例について

- (13) 議案第13号 岩泉町水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- (14) 議案第14号 令和元年度岩泉町一般会計補正予算（第2号）
- (15) 議案第15号 令和元年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- (16) 議案第16号 令和元年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算（第2号）
- (17) 議案第17号 令和元年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第2号）
- (18) 議案第18号 令和元年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

6. 閉 会

◎開会の宣告

○年長委員（三田地和彦君） ただいまから条例補正予算審査特別委員会を開会します。

ただいまの出席委員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

(午前10時00分)

◎委員長の互選

○年長委員（三田地和彦君） これより委員長の互選を行います。

お諮りします。委員長の互選については本職より指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○年長委員（三田地和彦君） 異議なしと認めます。

したがって、本職より指名することに決定いたしました。

本委員会の委員長には、12番、三田地泰正委員を指名します。

三田地泰正委員長と委員長を交代します。

ご協力ありがとうございました。

〔委員長の交代〕

◎委員長の挨拶

○委員長（三田地泰正君） おはようございます。ただいま指名をいただきました三田地泰正でございます。本委員会に付託されました議案は18件と多いほうでございますので、議事進行につきましては、各位の特段のご協力をよろしくお願い申し上げます。

◎副委員長の互選

○委員長（三田地泰正君） それでは、お諮りをします。

これより副委員長の互選を行います。副委員長の互選につきましては、本職より指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 異議なしと認めます。

したがって、本職より指名することに決定いたしました。

副委員長には、5番、三田地久志委員を指名します。よろしくお願ひします。

◎議案第1号 岩泉町印鑑条例の一部を改正する条例について

○委員長（三田地泰正君） それでは、これより審査に入ります。

議案第1号 岩泉町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上町民課長。

○町民課長（三上久人君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。

議案第1号 岩泉町印鑑条例の一部を改正する条例についてをご説明申し上げます。

この条例は、国の住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令によりまして、市町村が準拠している国の印鑑登録証明事務処理要領が見直されましたことから、今般町印鑑条例を改正しようとするものでございます。

国では、旧姓を使用しながら仕事等を行う女性がふえている状況から、旧姓をさらに使用しやすくするため、住民票等への旧氏の記載を可能とする改正を行い、婚姻等により氏名、氏に変更があった場合でも本人確認が容易にできるようにしております。

このようなことから、町の印鑑登録事務におきましても、旧氏を登録できるよう改正することとしたものでございます。

それでは、新旧対照表をごらんになっていただきたいと思います。第2条第1項の改正は、国の住民基本台帳法の表記と合わせた改正となっております。

続きまして、第4条第5項が旧氏を追加した改正となります。あわせて外国人住民に係る部分で表現の整理をしてございます。

2ページ、3ページをごらんになっていただきたいと思います。印鑑登録をできない場合、印鑑登録を抹消する場合、印鑑登録証明書の記載事項に旧氏分を追加している改正でございます。あわせて記載と記録の条例内の表現の整理と第8条の「汚染」の表現を国の条文に合わせて「汚損」と改正するものでございます。

改正文にお戻りください。改正附則でございます。国の住民基本台帳法施行令等の一部を改正

する政令の施行日と合わせて、令和元年11月5日を施行日とするものでございます。

ご審査方、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（三田地泰正君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、会議録調製の関係から、課長等以外が答弁する場合には、総括室長あるいは室長等から答弁させる旨申し出て、委員長の許可を得てから発言するよう、またマイクを持って発言するようにご協力をお願いします。

次に、委員の皆様申し上げますが、説明に対する質疑はなるべく簡単明瞭をお願いします。会議録調製の都合から、発言の際は議席番号を言ってから、委員長の許可を得てから発言をお願いします。

また、携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードに切りかえるようお願いいたします。

それでは、これから議案第1号について質疑を行います。質疑はありませんか。

13番。

○委員（野館泰喜君） おはようございます。

1点だけ、旧氏で印鑑登録したものを1カ月後には抹消して、新氏で印鑑登録をし直すということはあるのでしょうか。

○町民課長（三上久人君） 小野寺室長。

○委員長（三田地泰正君） 小野寺戸籍住民室長、答弁。

○戸籍住民室長（小野寺貴幸君） お答えをいたします。

ただいまご質問いただいた件については、可能であるというふうに考えております。

○委員長（三田地泰正君） 13番。

○委員（野館泰喜君） そうすると、逆も可能だということで、ないことだとは思いますが、そのことが数度繰り返されても、その規制は何もないというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○町民課長（三上久人君） 小野寺室長。

○委員長（三田地泰正君） 小野寺室長、答弁。

○戸籍住民室長（小野寺貴幸君） お答えをいたします。

住民票に旧氏が記載されていることが前提となるものではございますが、その旧氏が記載されているうちは、その都度登録のし直しをすることができるというふうに解しております。

○委員長（三田地泰正君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） これで質疑を終わります。

これから議案第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りをします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

○委員長（三田地泰正君） 議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） おはようございます。それでは、議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、一般職の職員について、会計年度任用職員の追加等の改正がなされたことから、7つの関係条例について所要の整備を行うものでございます。

この会計年度任用職員につきましては、7月30日の議会全員協議会におきまして、議員各位にご説明をさせていただいたところでございます。

それでは、新旧対照表をごらん願います。第1条関係から順にご説明をさせていただきます。

第1条関係は、職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部改正になります。こちらは、地方公務員法の一部改正に伴いまして、会計年度任用職員の休職期間を定めるものでござ

います。休職期間につきましては、正職員は3年を超えない範囲内となりますけれども、会計年度任用職員は1会計年度内での任用となることから、任命権者が定める任期の範囲内と規定をしてございます。

次に、2条関係でございます。職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正になります。こちらは、会計年度任用職員が懲戒処分された場合の減給を定めるものでございます。第1条は、条文の所要の整理を行い、3条に会計年度任用職員の各種手当について減給の対象外になる旨を規定してございます。

次のページをお願いいたします。第3条関係でございます。一般職の職員の給与に関する条例の一部改正になります。第1条に会計年度任用職員を除く旨を規定し、会計年度任用職員の給与は条例で別に定めることから、第4条第2項並びに第24条及び別表第1、行政職給与表備考の非常勤職員等の給与に関する条文を削除するというものでございます。

3ページの第4条関係は、特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。別表第1内の職名について、法改正に伴いまして、特別職非常勤職員の要件が厳格化されたことによりまして、特別職非常勤職員から別の職に移行する必要がある職及び関連する備考の条文について削除をするものでございます。

4ページをお願いいたします。第5条関係は、職員の育児休業等に関する条例の一部改正になります。こちらは、会計年度任用職員が育児休業した場合の期末手当及び給与の取り扱いを定め、所要の条文整備を行うものでございます。

第6条関係、次のページをお願いいたします。6条関係でございますけれども、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正になります。こちらは、条文整備を行うものでございます。

第7条関係は、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正になります。こちらにつきましても、条文整備を行うものでございます。

本文に戻っていただきまして、附則で令和2年4月1日から施行するという事としてございます。

以上で説明を終わります。審査のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（三田地泰正君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第2号について質疑を行います。質疑はありませんか。

2番。

○委員(畠山和英君) 新旧対照表の3ページに特別職の職員の給与等があります。そうしますと、改正後は、残るところがスポーツ推進員とか若干あるわけですが、これは残して、そうしますと行政連絡員あるいは保健推進員等々は、今回移行する会計年度任用職員等への移行を考えているところでしょうか。

○委員長(三田地泰正君) 應家課長、どうぞ。

○総務課長(應家義政君) そのとおりでございます、ほとんどが会計年度任用職員でフルタイム、多分これはパートタイムになると思いますけれども、そちらのほうに移行するということになります。

○委員長(三田地泰正君) 13番。

○委員(野館泰喜君) そうすると、ただいまの関連ですが、行政連絡員とか、そこにも賞与とか退職金が発生するのでしょうか。

○委員長(三田地泰正君) 應家総務課長。

○総務課長(應家義政君) 勤務状況によって、勤務日数等によって発生しない場合もありますので、この場合は発生をしないということになります。

○委員長(三田地泰正君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長(三田地泰正君) なければ、これで質疑を終わります。

これから議案第2号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長(三田地泰正君) 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りをします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長(三田地泰正君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〔何事か言う人あり〕

○委員長(三田地泰正君) みずからの健康は、自分で管理するように。よろしくお願ひします。

事務局長からの指示ですが、上着を脱いでリラックスした気分でひとつ質疑に入ってください。

◎議案第3号 岩泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について

○委員長（三田地泰正君） それでは、議案第3号に入ります。岩泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） それでは、議案第3号 岩泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についてご説明を申し上げます。

この条例につきましても、先ほどと同様に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について必要な事項を定めるため制定しようとするものでございます。

それでは、別紙をお願いいたします。第1条でございますけれども、条例の趣旨を定めてございます。

第2条では、会計年度任用職員の定義について定めてございまして、1号のパートタイム会計年度任用職員は通常の勤務時間に比べ短い勤務時間の職員、一般職でありますと7時間45分が1週間で5日と、それを下回る職員という定義となります。2号のフルタイム会計年度任用職員は、常勤職員と同一の勤務時間、先ほどの7時間45分が5日間という勤務時間、これをフルタイムと定義するものでございます。

第3条では、会計年度任用職員の給与である給料及び報酬、手当の種類、支払い方法等について定めております。

第4条から第14条までは、パートタイム会計年度任用職員についての規定となります。第4条では、パートタイム会計年度任用職員の報酬について、月額、日額、時間額それぞれの場合での算出方法について定めてございます。

次のページをお願いいたします。第5条では、パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬について定めてございます。

次に、3ページの第6条でございます。パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬

について定めております。

次のページをお願いいたします。第7条では、パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬、第8条では端数処理に、第9条では期末手当について定めてございます。

第9条の第1項では、勤務時間が著しく短いものを除きまして、任期の定めが6か月以上の者に期末手当を支給する旨規定をしてございます。第2項では、年度内の任期を合算しまして、合計が六月以上となる場合、期末手当の支給要件に該当する旨を規定してございます。第3項では、任期満了後、翌年度も引き続き任用される場合、それを合算して六月以上となる場合は期末手当の支給要件に該当するという旨を規定してございます。

5ページの第10条では、パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給について定めてございます。

11条では、勤務1時間当たりの報酬額の算出方法について、月額、日額、時間額の場合、それぞれ定めてございます。

次のページをお願いいたします。第12条でございます。パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額について定めてございます。

13条では、通勤に係る費用弁償について定めてございまして、第2項において規定の例により難しい職員については、規則で定める旨を規定してございます。

第14条では、公務のための旅費に係る費用弁償について定めております。

以上がパートタイム会計年度任用職員についての規定となります。

15条から20条までは、フルタイム会計年度任用職員についての規定となります。第15条では、フルタイム会計年度任用職員の給料について定めております。こちらについては、県の給与条例との整合を図りまして、県と同様に給料額の基準は規則への委任事項とする旨を規定してまいります。

7ページでございますけれども、第16条では、給料の支給等について、給与条例を準用する旨を定めてございます。なお、準用しております給与条例第6条は、給与の支払い回数及び支給日等を、第10条の2は通勤手当、第13条は時間外勤務手当、第15条は夜間勤務手当、第16条は休日勤勉手当に関する規定でございます。

第17条は、給料の端数処理について定めてございまして、18条では期末手当について定めてございます。

18条第1項では、給与条例からの準用について規定しておりまして、準用する給与条例では基準日にそれぞれ在職する職員に対して期末手当を支給する旨と、期末手当の額の算定方法を規定してございます。第20条の2では、期末手当を支給しない場合について、第20条の3では期末手当の一時差しとめ処分について規定をしておるところでございます。

次に、第19条でございますけれども、勤務1時間当たりの給与額の算定について定めてございます。

8ページをお願いいたします。第20条でございますけれども、第20条では給与の減額、21条で休職者の給与、22条で給与からの控除についてを定めてございます。

第23条では、町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与について定めております。本条は、勤務の特殊性等を考慮し、この条例の規定を適用することがなじまない職員について、この条例の規定の適用を除外し、例外的に町長が別に定めるところにより給与を支給することとするものです。この規定は、あくまでも例外的なものですので、改正法の趣旨に鑑み、この規定を適用する職は限定的となる見込みでございます。

なお、先ほど質問にもございましたが、特別職から除かれた職、例えば行政連絡員とか保健推進員は特殊な勤務体系になりますので、これをできるか、今近隣の市町村の状況も参考にしながら検討してまいりたいということでございます。

第24条では、規則への委任について定めてございます。

附則では、施行期日、それから期末手当の特例措置について定めてございます。期末手当の支給割合については、2年の期間をかけて段階的に引き上げる取り扱いとしまして、令和2年度については通常の2分の1の率、令和3年度については通常の4分の3の率、令和4年度から通常の支給割合で支給しようと規定したものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。審査のほどよろしく願いをいたします。

○委員長（三田地泰正君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第3号について質疑を行います。質疑はありますか。

2番。

○委員（畠山和英君） 今るる条項についてご説明がありました。それについて、まずご確認をさせていただきます。

まず、退職手当、これらが今なかったような気がしますけれども、今回のこの会計年度任用職

員にあっては、この手当は支給しないということで考えているということでしょうか。

○総務課長（應家義政君） 西間主査。

○委員長（三田地泰正君） 西間主査、答弁。

○秘書人事室主査（西間太輝君） お答えいたします。

退職手当につきましては、岩手県の総合事務組合のほうで条例を定めておりますので、そちらのほうで退職手当については支給できるというふうに規定されております。

以上でございます。

○委員長（三田地泰正君） 2番。

○委員（畠山和英君） そうしますと、退職手当に関しては、これは1年ごと、あるいは2年、3年と続く職員もあるわけですが、そうしますと、またやめる段階で3年分とかとして支払うということですか、確認です。

○総務課長（應家義政君） 西間主査。

○委員長（三田地泰正君） 西間主査。

○秘書人事室主査（西間太輝君） お答えいたします。

委員ご指摘のとおり、退職手当につきましては、総合事務組合のほうを確認したところ、単年度ごとの任用でありますけれども、繰り返し任用される者については、退職手当も継続して任用が終了した時点で支給することができるというふうに回答をいただいております。

以上でございます。

○委員長（三田地泰正君） 2番。

○委員（畠山和英君） ちょっと確認させてください。

それから、この条項の6ページにあります15条、給料等の額については規則に委任するというふうなことであります。この規則、今回の内容と申しましうか、どのように考えておりますでしょうか。今の臨時職員等の現在の額があるわけですが、今回変われば、それと同じようになるのか、それとも対応がされるのか、そこらも含めてお願いします。

○委員長（三田地泰正君） 應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） 規則に委任する部分でございますけれども、基本的には現在の給料が下がらないような形で考えてございます。現在他の市町村については、まだその辺までいっていない。ほかの状況も鑑みながら、今後検討していきたいと考えてございますけれども、基本的な

考え方としては、今の給料額を下回らないということでございますので、手当の分がプラスになるということになります。

○委員長（三田地泰正君） 2番。

○委員（畠山和英君） ありがとうございます。

あと、今回のこの改正に伴ってですけれども、現在臨時職員がいるわけですが、この現在の職員の人数あるいは今後移行する会計年度任用職員の人数、それらはどのように見込んで採用する予定でしょうか。

○委員長（三田地泰正君） 應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） 現在任用しております臨時職員の人数につきましては、事務内容を今各課に照会して精査をしてございます。ですので、抑えられるところにつきましては抑えるような形で、今後人数は把握していきたいと考えてございます。

○委員長（三田地泰正君） 2番。

○委員（畠山和英君） そうしますと、あとは次の財源の費用の見込みなわけですが、現在も額がふえるかとは思いますが、前のご説明ですと600万円ぐらいでしたか、ふえるというご説明もありました。この財源の費用はどの程度、採用する人数によってどんどん変わるかとは思いますが、まだわからないのか、それとも大体この程度は手当がありますからふえるのかなと思っておりますが、その額についてお願いします。

○委員長（三田地泰正君） 應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） 財源につきましては、国で今検討している段階でございまして、確たる財源は今のところは見込まれていない状況でございます。

試算をしますと、約6,000万円予定をされているところでございます。

それから、来年度でございますけれども、経過措置がございまして、今の段階での試算であれば……失礼しました、来年の経過措置で6,000万円で、最終段階では約1億、令和6年になりますと、経過措置がなくなりますと約1億ふえると、令和4年、1億円になるという状況でございます。

○委員長（三田地泰正君） 2番。

○委員（畠山和英君） そうしますと、かなりかかるわけですが、これがずっと固定といたしましうか、ずっとかかる。そうしますと、今地方財政措置については、何か見込まれないような、難

しそうなお話がありましたが、これはどのように考えるというか、見込みでしょうか。

○委員長（三田地泰正君） 應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） 現在まだ決まっていないということでございまして、国のほうでもどう対応するか、何とか財源措置をしたいなという方向では話し合いがされているようでございますけれども、現段階では決まっていないという状況であります。

○委員長（三田地泰正君） 13 番。

○委員（野館泰喜君） ただいまの質問に関連しますが、先ほど現在の臨時職員の数字が出ませんが、その中でできれば現在の数字、それから現在の数字の中でのパートタイム職員とフルタイム職員のそれぞれの数字、それをお示してください。

○総務課長（應家義政君） 西間主査。

○委員長（三田地泰正君） 西間主査、答弁。

○秘書人事室主査（西間太輝君） 現在の臨時、非常勤職員の人数でございますけれども、週 20 時間以上で 1 カ月以上任用される、ある程度時間が決まっている職員でございますけれども、本庁と教育委員会合わせて 159 人となっております。臨時的任用職員については 106 名、非常勤職員については 53 名となっております。男女の比率については、男性が 50 名、約 31%、女性が 109 名、約 69%となっております。日々雇用職員といって、1 日限りの任用の職員でございますけれども、こちらは平成 30 年度の数値でございますが、134 人任用してございます。

以上でございます。

○委員長（三田地泰正君） 13 番、どうぞ。

○委員（野館泰喜君） 先ほど経過措置で 6,000 万、フル適用になると 1 億円という数字が出ました。これは、ただいまご答弁いただいた人数での試算だと思いますが、当然町財政に非常に大きい影響を与えるわけです。したがって、その数字を何とか削減する方向とかということはないのでしょうか。

○委員長（三田地泰正君） 應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） 将来的に毎年 1 億というのは、大変な数字でございます。ですので、事務の見直しも含めて洗い出しをして、会計年度任用職員の数についても厳選していきたいと、そう考えてございます。

○委員長（三田地泰正君） 7 番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） 1つは、この会計年度、今までもそうだと思いますが、地方公務員法と地方自治法の適用を受けるというふうなことで条例改正があるわけですが、今雇用を受けている人たちにその意識と、それから兼業の禁止なんということもあって、余り給料はつかないのだけれども、そちらまでも影響していくというふうなことで捉えていいのか、どうですか、パートであり、年度雇用の職員ですか。

○委員長（三田地泰正君） 應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） 今の臨時職員も兼業は禁止になってございますけれども、今回の新たな制度によりますと、パートタイムにつきましては兼業が可能というような状況でございます。

○委員長（三田地泰正君） 7番。

○委員（坂本 昇君） それから、この制度が変わったのは役場とか、こういうふうにして議会で説明を受ければ理解ができていくわけですが、実際に雇用を受けるという人たちへの周知というのはどういうふうな形で行うのか、お願いします。

○委員長（三田地泰正君） 應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） この制度に移行するに当たって、一度集まっていたきまして、制度の説明はさせていただきました。今後内容が固まった段階で何回かまた説明をして、周知を図ってまいりたいと考えております。

○委員長（三田地泰正君） 7番。

○委員（坂本 昇君） それは、今雇用を受けている160名なりパートの人ということになると思うのですが、全く新しく応募をしたいというふうな人たちも、なかなか制度を理解しないこともあるかもしれません。ひとり歩きをして、何かボーナスが出るのだとか何とかということで、そういういい部分だけが応募する側に受けとめられても、混同するのではないかと思うところから、周知の方法について、今雇用になっている人と、プラスこれからやろうとする人たちに向けての周知はどうかということをお願いします。

○委員長（三田地泰正君） 應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） 新たな部分の雇用についての周知でございますけれども、他の民間の企業でも、それはもう応募する側が周知していただいて、話が違ふぞということは、うちのほうからそこまで周知というのはなかなか難しいのではないかなと思います。採用した暁には、その旨は当然周知はしていきますけれども、募集の段階では勉強して応募をしていただくという考え

でございます。

○委員長（三田地泰正君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） これで質疑を終わります。

これから議案第3号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りをします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第4号 岩泉町森林環境譲与税基金条例について

○委員長（三田地泰正君） 議案第4号 岩泉町森林環境譲与税基金条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） それでは、議案第4号 岩泉町森林環境譲与税基金条例についてご説明を申し上げます。

この条例については、国において森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、森林環境譲与税を受けるに当たり、当該基金条例を設けるものでございます。

まず最初に、この条例の内容をご説明する前に、森林環境譲与税の創設の背景についてご説明いたします。これまで林業施策は、林業所有者の自発的な施業を促すことを中心として国庫事業の枠組みで取り組まれてきましたが、自発的な施策では限界があるとのことから、国では市町村を中心とした森林の経営管理の仕組みを構築した上で、森林整備等の必要な財源に充てるため、市町村の裁量で使える財源として森林環境譲与税が創設されたものでございます。

なお、森林管理の仕組みを構築した上でと申し上げた内容につきましては、平成31年4月1日

より施行されております森林経営管理法に基づく新たな森林経営管理制度を指してございます。

それでは、岩泉町森林環境譲与税基金条例についてご説明を申し上げます。資料の別紙をごらん願います。

第1条では、基金の設置について。

第2条では、基金に積み立てる額は一般会計歳入歳出予算で定めること。

第3条では、基金の管理について。

第4条では、運用益、利息になりますが、この処理について記載してございます。

第5条でございますが、基金の用途となります。この基金の用途につきましては、条例第1条に規定されております森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条第1項により用途が制限されてございます。具体的には、森林の整備、人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発などになります。

この条例の施行日につきましては、公布の日からとさせていただきます。

なお、本年度の譲与税の額でございますけれども、今回の補正予算に計上させていただいております2,288万2,000円を見込んでございます。

ご審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（三田地泰正君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第4号について質疑を行います。質疑はありますか。

13番。

○委員（野館泰喜君） ただいま来年度、来年度ではなくて、この2,200万は今年度の補正分ですね。そうすると、お聞きしたいのは、この金額の算定根拠はどのようになっているか。

○農林水産課長（佐々木修二君） 林業水産室今村室長。

○委員長（三田地泰正君） 今村林業水産室長、答弁。

○林業水産室長（今村 篤君） お答えいたします。

算定におきましても、森林環境税及び森林環境譲与税の法律に基づきまして算定することとなっております。算定基準につきましては、まずは私有林の人工林面積、次に林業従事者人口、林業従事者数ですね、あとは各市町村の人口、この3つの指標の中で算定されることとなっております。

また、譲与の全体枠については、当面は県が2割、市町村が8割という大きな配分の中で先ほ

どの基準に基づいて配分されるということになっております。

以上です。

○委員長（三田地泰正君） 13 番。

○委員（野館泰喜君） ただいまの説明ですと、山が一個もなくて、人口が多いところにも配分があるということでよろしいでしょうか。

○農林水産課長（佐々木修二君） 今村室長。

○委員長（三田地泰正君） 今村林業水産室長、どうぞ。

○林業水産室長（今村 篤君） おっしゃるとおりでございます。

○委員長（三田地泰正君） 13 番。

○委員（野館泰喜君） おかしいと思いませんか、率直に。やはりこういうことがなされている以上は、本当に森林管理はできないと私は思います。したがって、おかしければおかしいという声を上げるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（三田地泰正君） 佐々木課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

現制度につきましては、そういった基準を持って譲与税の算定となつてございますけれども、具体的に関東の近辺の自治体におきましては、山林を持つ自治体との連携で二酸化炭素の関係で取引したりとか、そういった取り組みを持って森林に貢献していくという自治体もございます。現時点では、そういう流れでの多分取り組みになっていくかなと思いますので、当面はこの制度をそういった形で我々も認識しながら、理解しながら進めていきたいなと思つてございます。

○委員長（三田地泰正君） 13 番。

○委員（野館泰喜君） もう一つ、この算定根拠の中に「林業従事者」という言葉があります。この規定については、実は岩泉町ですと、例えば私個人的にも山の木を切ったりということがあつたわけですが、どの範囲を指して林業従事者としているのかはいかがですか。

○農林水産課長（佐々木修二君） 今村室長。

○委員長（三田地泰正君） 今村室長。

○林業水産室長（今村 篤君） こちらの基準に用いられる数字につきましては、林業従事者については農林業センサスの数字が使われているものとお聞きしています。

以上です。

○委員長（三田地泰正君） 13 番。

○委員（野館泰喜君） 今まで私「農業」と記していましたが、これからは「林業」と記したほうが良いというふうに解釈してもいいでしょうか。

○委員長（三田地泰正君） 佐々木課長、答弁。

○農林水産課長（佐々木修二君） 農林業センサスのほうの制度もございますけれども、調査対象としては農林業という形での調査もあろうかと思えますし、林業でもよろしいかと思えますし、それらについてはめいめいでこれから判断されながら、よろしくお願ひしたいと思えます。

○委員長（三田地泰正君） 7 番。

○委員（坂本 昇君） ことしの積み立ては 2,280 万、町としての見込みは、ずっと積み立てだけではいかないかと思えますが、何年ぐらいの想定で積み立てにしたいけれども、ある一定の金額をめどにしながら、こういう先ほど言った整備とか、人材育成とかというふうに入っていきたいという、現時点では見込みというものは立っているものでしょうか、お願ひします。

○委員長（三田地泰正君） 佐々木課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） ご質問の譲与税の活用についてでございます。これにつきましては、林業従事者数も減っておりますので、本年度から取り組みたいと思っております。喫緊の課題がございますので、こちらの課題をとにかく早目に解決しながら、林業の整備あるいは林業としてのまちづくりを進めていきたいなと思っております。

○委員長（三田地泰正君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） なければ、これで質疑を終わります。

これから議案第 4 号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 討論なしと認めます。

これから議案第 4 号を採決します。

お諮りをします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 4 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第5号 岩泉町立保育園設置条例の一部を改正する条例について

○委員長（三田地泰正君） それでは、議案第5号 岩泉町立保育園設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

田鎖保健福祉課長。

○保健福祉課長（田鎖英明君） それでは、議案第5号 岩泉町立保育園設置条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

先般の一般質問の際にも説明したところでございますけれども、国において総合的な少子化対策を推進する一環として、令和元年10月1日から子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的に保育料の無償化を実施いたします。無償化の対象者は、3歳から5歳児の全ての子供及びゼロ歳から2歳児の住民税非課税世帯の子供となっております。これに伴い、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行により、保育料が無償化になります。3歳から5歳児については、これまで保育料の中に含まれておりましたおかずやおやつ等の副食費について、保護者にご負担していただくこととなるため、副食費の徴収項目等を今回追加する内容となるものでございます。

それでは、新旧対照表のほうの右側、改正後欄をご参照願います。第4条第1項は、「保育料」の見出しを「費用の徴収」に改め、今回の法改正等により副食費の徴収項目を追加するものでございます。副食費の金額につきましては、国基準の月額4,500円の徴収となりますが、利用者負担額や免除規定等を定めております規則を10月1日までに改正する予定でございます。

次に、同条第2項は規則に反映されているため、削除するものでございます。

次に、別表第2、備考は、文言を整理するものでございます。

附則としまして、令和元年10月1日から施行することとしております。

ご審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（三田地泰正君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第5号について質疑を行います。質疑はありませんか。

13番。

○委員（野館泰喜君） 今の説明で、あれっと思ったのが、ゼロ歳児から2歳児までの課税世帯は

保育料が存在すると思うのですが、保育料の項目を削っていいのかどうか。

○委員長（三田地泰正君） 田鎖課長。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 保育料の課税世帯につきましては、保育料はそのまま徴収するという内容でございますので、今回の改正ではその分については触れてございません。

○委員長（三田地泰正君） 7番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） この改正によって、こども園に入れている家庭については、優遇措置が出てきたというふうに解釈していいわけですが、今度は認可外に通っている子供たちの保護者の場合は、これに伴った形でのそういう措置というのは今回は考えられているのかどうか、お願いします。

○委員長（三田地泰正君） 田鎖課長、どうぞ。

○保健福祉課長（田鎖英明君） お答えいたします。

認可外ということで、民営保育所になりますけれども、民営保育所の保護者負担につきましては、おやつその他負担額は約4,000円から5,000円という内容となっておりますので、今回の副食費負担が4,500円としたところは、妥当な額かなというふうに考えております。

○委員長（三田地泰正君） 7番。

○委員（坂本 昇君） 確認する分は、保育料に相当する分、民営保育園の場合の、ここの分の措置については、例えば当初からもうそこはかかっているのだということなのか、今回改正によって、それに相当する分は保護者にこういう支援をしているのだということなのか、いかがですか。

○委員長（三田地泰正君） 田鎖課長。

○保健福祉課長（田鎖英明君） お答えいたします。

ただいまの保育料については、民営保育所についてはかかっておりません。おやつ等についてもというふうなことでよろしく申し上げます。

○委員長（三田地泰正君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） それでは、これで質疑を終わります。

これから議案第5号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りをします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第6号 ふれあいらんど岩泉条例の一部を改正する条例について

○委員長（三田地泰正君） 議案第6号 ふれあいらんど岩泉条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 経済観光交流課でございます。これから5件の審査になります。よろしくお願いいたします。

まず、議案第6号 ふれあいらんど岩泉条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。この条例でございますけれども、町民に余暇活動の場を提供するほか、都市住民との交流促進等で町を活性化するという目的で制定をされております。

今回の改正内容でございますけれども、本年10月の消費増税に伴いまして、使用料の見直しを行うものとなっております。

この使用料改正の考え方でございますが、町民生活に影響する改正については行わず、町外からの観光客の方、あとは余暇的なものに限定をするということで臨んでおります。会計につきましては、消費増税分の2%相当額を転嫁する内容となっております。

前回の消費増税時、平成26年の4月の際の例で申し上げますが、このときには5%から8%に税率が改正されております。このときの対応といたしましては、当該数値を1.05で割り返し、小数点以下を切り捨てた額を税抜き額といたしまして、それに1.08を乗じて得た額、10円未満を切り捨てということで改正をしておりましたが、同様の内容で改正をしようとするものでございます。

参考のため申し上げますが、現行の税込み使用料560円までは料金改定の対象外ということに

なりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、内容のほうですけれども、まず特徴と留意点ということで、今回のふれあいランドにつきましては、台風豪雨災害で被災をしております。今後復旧の可能性のあるもの、資料には記載はありませんが、野外ステージ、多目的広場、パークゴルフ場につきましては、今回の改正の対象外としておりまして、施設が復旧した段階で整備費用などを勘案しながら見直しを行うことにしているところになります。

その他の施設の使用料につきましては、先ほど申し上げた内容での改正を予定しております。

では、議案のほうをごらんいただきたいと思いますが、4枚目、参考資料の新旧対照表の1ページをごらんいただきたいと思いますが。現行と改正後をそれぞれ掲げておりますが、使用の許可を規定する第6条では、括弧書きで表記されていますが、地方自治法の法律番号を削るものとなっております。これにつきましては、資料に出てこない条例第1条のところで既に法律番号が出てきておりまして、重複する形ということになっておりますので、整理をさせていただくということになります。

次に、具体的な使用料の改正箇所ですが、改正される使用料がそれぞれ下線書きで現行と改正後に表記をされております。

まず、ごらんいただいている1ページ下から2ページまで続く別表第2、次に2ページ中ほどから3ページまで続く別表の第3、そして3ページ中ほどの別表第4でごらんいただいているように、使用料を改正するものとなっております。

では、別紙、議案の2枚目に戻っていただきまして、公布文をごらんいただきたいと思いますが。1ページから4ページまでにつきましては、先ほど新旧対照表でご確認をいただいた内容が公布文として記載をされております。

4ページの上段にあります。附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。議案の審査方、よろしく願いします。

○委員長（三田地泰正君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第6号について質疑を行います。質疑はありますか。

1番。

○委員（畠山昌典君） 今回の条例の改正は、消費増税に伴う価格というか、使用料の改正だと思

うのですが、この使用料について、定期的にというか、それが適正価格かどうかというチェックは行っているのでしょうか、そこをまずお願いします。

○委員長（三田地泰正君） 馬場課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 使用料が適正かどうかというご質問ですけれども、こちらちょっと先ほどの説明ではお話ししませんでした。施設のほうを指定管理ということで、岩泉ホールディングスさんのほうに見ていただいているというか、管理をしていただいております。毎年それぞれの振り返りといいますか、定期の協議のほかにもそういった協議の場があります。その際に、特にこれまで話題にはなりませんでしたが、適正ではないのかなというふうに思っておりますし、他の状況も調べながら、さらに適正なものを維持していきたいと思っております。

○委員長（三田地泰正君） 1 番。

○委員（畠山昌典君） ありがとうございます。聞くところによると、トレーラーハウスなど、老朽化が進んでいる施設等もあるかと聞いています。遊びに来る皆さんが、場所を選定するときに、その場所だけでなく、そういった宿泊施設の値段というか、宿泊料も頭に入れながらというか、調べながら遊ぶというか、行く場所を決めていると思いますので、これからも引き続きそういったことをチェックしながらの営業をよろしく願いいたします。

以上で終わります。

○委員長（三田地泰正君） 4 番、どうぞ。

○委員（八重樫龍介君） 私は、ふれあいらんの予約方法についてお伺いしますが、現在トレーラーハウス、それからキャンピングカー等々の予約方法はどのような方法をとっているか、まずお伺いします。

○委員長（三田地泰正君） 馬場課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） ご質問の予約の方法でございますけれども、現在はネットによる方法と、あとは電話による方法の2つというふうに認識をしております。こちらのほうは、それぞれ使う施設によって受け付けの開始というのが定められておまして、まずは優先されるべきは電話が優先されるということで伺っております。

あとは、その施設によって、どうしても時期によりまして、例えばゴールデンウィークであったり、夏休みであったり、お盆であったり、混み合うというふうに認識をしておまして、予約をしたいのだけれども、既に満杯ですということで、残念ながら施設を利用できない方がいると

いうことも把握をしているところになります。

ただ、1つの例を申し上げますと、コテージ村というコテージがあるのですが、こちらのほうが一番といいますか、稼働率、30年度の実績で見えますと、営業は365日、宿泊数が1,318、使用していただいた方の人数が3,980人ということになっておりまして、稼働率でいいますと45%弱となっております。この稼働率45%がどうかということになりますが、一般に旅館とかホテルであれば60から70%で採算がとれるというふうなこともなっておりますので、どうしても集中する時期とそうでない時期がありますので、町のほうといたしましては、それを平準化させて、寒いときでも使っていただけるような施設づくり、環境づくりに取り組んでいきたいというふうに思っております。

○委員長（三田地泰正君） 4番。

○委員（八重樫龍介君） 平常時はそれほど混まないとは思いますが、今言われましたハイシーズン、ゴールデンウィーク、お盆等、予約可能なコテージは6カ月ぐらい前ですか、そこをまづ聞いていませんか。

○委員長（三田地泰正君） 馬場課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 私もちょうとろ覚えで、6カ月かなというふうなこともあったのですが、確かなところを申し上げますと、4月、5月分については3月14日から始まっております。それ以外の月については、2カ月前の1日からということで受け付けをいただいております。

あと、こちらのほう、さっきもお話が出ました予約をとれない方がいるというのも、そのとおり何とかしたいなという気持ちはあるのですが、やっぱりコテージも数に限りがありますし、あとは何かのチケット、ホテルを予約するときというのも早い者勝ちというのが一般的ではあるのですが、何とかその課題をクリアできないかなということで、ちょっと今後調査研究させていただきたいと思っております。

○委員長（三田地泰正君） 4番。

○委員（八重樫龍介君） まさしくそのところなのですが、お盆期間中宿泊をとりたいと。2カ月前解禁になったと。これは、有芸地区の町政懇談会で出された問題ですが、家族全員で電話をかけるとつながらないと。ようやくつながって予約を入れたらば、もう埋まっていると。どうにかならないかと。提案ですが、可能かどうかは、一応受け付けを全て受けて、

1週間なら1週間、その後、すぐ満杯になると思うのですが、その後抽せんを行って、申し込んだ人に「当選しました」とか、チケットではないですけども、こういう方法もあるのではないかと。つながっても満杯というのは、余りにもショックなので、おくれて予約したのならともかく、解禁になったその日でもう予約満杯というのは、やはり申し込んだ人もがっかりすると思うので、何らかの方策があれば、先着順がベストなのかもしれませんが、その辺を少し検討してもらえればと思います。これは要望です。

○委員長（三田地泰正君） 7番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） 今の稼働率を聞いたり、3,000人の宿泊者を聞いて、とてもよかったなと思っています。ただ、そこで今のふれあいらんどに宿泊をするときには、当時であればパークゴルフ場もあり、トラックもあり、芝生もありというふうなことで、全部そろってのこの値段というふうなことで、行楽に来た方々は、この計算された利用料は妥当だとは思っているのですが、たまたま災害復旧工事中で、しかるべきふれあいらんどの全施設が使えないというふうなことで、よって完成するまでは、この使用料の1割減とか2割減というふうなものの検討はなされなかったかどうか。もうこれ決まったことなので、どうなのですか、ただ決める過程として。そういうふうな議論があってもいいのではないかなというところからお伺いするわけですが、その点はなかったかどうか、いかがですか。

○委員長（三田地泰正君） 馬場課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 今のご意見、ご質問のほうですけども、被災をしましてから、まず施設を復旧するということで全力で走ってまいりました。確かに被災前の状態での環境があって、適正な料金だったとは思いますが、残念ながら、今はそうではない状況というものもあります。こちらのほうにつきましては、指定管理をさせていただいている会社さんのほうと連携をとって、その施設で足りない分を気持ちで、おもてなしでカバーしていきたいというふうに思っております。

○委員長（三田地泰正君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） なければ、これで質疑を終わります。

これから議案第6号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りをします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第7号 岩泉町観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する

条例について

○委員長（三田地泰正君） 議案第7号 岩泉町観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、議案第7号 岩泉町観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

こちらのほうについては、まず改定の理由からでございますが、先ほどと同様になりますが、町外からの観光客、あとは余暇、観光的な収入に限定をするものの一環として対応するものでございます。

中身につきましては、龍泉洞の観覧料ということになりますけれども、この観覧料につきましては、平成10年4月の観覧料改定以降、21年間据え置きとなっている状況でございます。その平成10年の4月の改定の際には、主要な観光洞の平均観覧料、あとは借地等の関係などもありまして、それをきっかけに改定をさせていただいたという経過が残っております。その後平成26年の消費税5%から8%の改定の際には、見送りをいたしております。今回10月から8%から10%になることに伴って、それまでの分も含めてといたしますか、今回の料金のほうに反映をさせたいなというふうに考えております。

なお、注意、配慮した事項といたしまして、他の観光鍾乳洞の料金を検証いたしまして、他と突出した、ちょうどバランスがとれたような適正な観覧料を設定するよう心がけておりますし、今回の改定によりまして、龍泉洞会計の健全運営に資するためということもあわせて見直しを行

うものとなっております。

また、これとあわせて、これまで複雑でした団体料金の割引率というのがありますけれども、それを簡略化、明確化しようというふうな意図も含まれているということでご理解をいただきたいと思っております。

まず改定の目的等ですけれども、先ほど申し上げた消費税が上がって観覧料がこのままであれば龍泉洞の収入が少なくなりますよというのが一つあります。また、観光会計のほうで、いろいろ被災した分に対応する工事とか、そういった工事費が地方債のほうが残っておりまして、そちらは1億2,000万円の残高が残っていること、あとはこれからも既にあります発電機が老朽化しておりまして、こちらのほうも更新していかなければならないほか、施設整備が必要となっているということも含まれているということになります。

それでは、議案の3枚目の参考資料、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。こちらも現行と改正後をそれぞれ掲げております。改正される観覧料、全ての箇所は下線つきで、現行と改正案のそれぞれに表記をしております。

別表第3のところになります。観覧料の改正に当たりましては、各区分、大人、高校生、小中学生とも現行の個人観覧料をそれぞれ10%増額しようとするものであります。また、先ほども申し上げましたが、団体の割引率を明確化するというふうなお話をしましたが、各区分、大人、高校生、小中学生とも改正後の個人観覧料を基本に算出をしているところになります。

これで計算をするわけですが、その際端数調整をしております。10円単位、10円未満が生じた場合は切り捨てということで処理をしております。

まず、現行のほうですけれども、団体割引のほうになります。大人の部分でいきますと、15人から99人が12%、100から199人が19%、200人以上が25%という割引率になっております。高校生、中学生については、ちょっと省略させていただきますが、よろしく申し上げます。

改正後につきましては、大人の分で15から99人が15%引きとなります。930円、100から199人が20%引きの880円、200人以上が25%引きの820円というふうに改正をしようとするものであります。

次に、高校生と小中学生ですが、こちらは率が同じということで、15から99人までを30%引き、100から199人までを40%引き、200人以上を半額とするものでございます。

それでは、次に議案の2枚目の別紙、公布文をごらんいただきたいと思います。今新旧対照表

でご確認をいただきました内容が公布文として記載をされております。下段に記載されております附則のとおり、この条例につきましては令和2年の4月1日から施行しようとするものでございます。

以上であります。ご審査方、よろしく申し上げます。

○委員長（三田地泰正君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第7号について質疑を行います。質疑はありませんか。

11番。

○委員（畠山直人君） 今龍泉洞の観覧料の値上げということで、龍泉洞の土地は大概が賃借、借りている土地が多いと思います。前に入洞料が上がれば土地代も上がるというような連動した式だったような思いでありますけれども、今回もそういう考えでよろしいのか伺います。

○委員長（三田地泰正君） 馬場課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 委員のご指摘のとおり、地権者の方と契約を結んでいるわけですが、その条項の中の一つに「観覧料改定の都度協議をする」という項目があります。こちらのほうの条例案、お認めをいただいた後になると思いますけれども、当然地権者の方ともお会いしなければならないのですが、いろいろ町のほうでも大変な状況を説明して、何とかお互いがいいようにと伺いますか、そういった協議ができればいいのかなというふうに考えております。

○委員長（三田地泰正君） 11番。

○委員（畠山直人君） そうすると、地権者と協議をするということではありますが、もしそのまま値上げになるとすれば、全体で幾らぐらいの土地代が上がるかという試算はしてありませんか。もししておったら、お願いします。

○委員長（三田地泰正君） 馬場課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 先ほども申し上げたように、龍泉洞の会計、苦しい部分があります。担当のほう、私としましては、できれば現行のままで何とか、あとはこれから町長を交えて内部で協議をいたしますけれども、私の中では現行というのが最低のラインということで、ふえることの計算はしていないということになります。

○委員長（三田地泰正君） 11番。

○委員（畠山直人君） 課長、それは少し考えが甘いのではないですか。それは、自分の思いだけです。これは、相手があることです。相手がだめだと言えだめなのですから、一応そういう

試算をして持ち合わせていないと、何もなくて相手と交渉するという事は、これはちょっと大変な話ではないかなと思うのですが、現在の割合で上がった場合は、全体で幾らかという試算もありませんか。

〔済みません、ちょっとお時間を〕と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） はい、どうぞ。

馬場課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 借地の年額といえますか、現行の部分ですと、1,150万円ほどになっております。龍泉洞とか旅行村とかも含めてになります……済みません、今の分はキャンプ場のほうでございまして、金額のほうですが、約2,600万となっております。10%単純に上がるとすれば、この1.1で出てくる数字ということになります。2,900万円ぐらいということ…

○委員長（三田地泰正君） 考えていないということで。8番、どうぞ。

○委員（三田地和彦君） この借地料の関係と連動するというふうな今質問があったわけなのですが、これは普通の上げ方であれば、先ほどの課長の答弁だと、平成10年以降、20年ぶりにこれは消費税の関係でまず上がったということで、あとは5%イコールこの前の3%、8%になって、今度2%、10%になるということで、10%の額ぐらいで上がっているかなと思うのですが、私は20年も据え置きにして、今回消費税ということなので、先ほどの課長の答弁で、やっぱりその連動性は少し考えていただきたいというような格好で答弁いただいたものですから、その方針で何とか地主と交渉していただきたいと思いますが、再度ご答弁をお願いします。

○委員長（三田地泰正君） 馬場課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、まず私のほうではそういった方針は持っておりまして、あとは内部のほうではっきりとした方針を定めて地権者のほうに交渉に行ってきたというふうに思っております。ありがとうございました。

○委員長（三田地泰正君） 8番。

○委員（三田地和彦君） まず消費税というのは、もらって、自分のものではないのですよね。ということは、借り受けにしておいて、その10%の消費税を、10%の問題を払うということが、これは基本なものだから、基本ではないね、税金なものだから。そこら辺を、経営が苦しくて上げたというのであれば、これは何らかのアップ交渉も良いと思うのですが、やはり今度の場合は消

費税ということで上がるものですから、しつこいようですが、要望にしておきますので、そこら辺を値上げをしないようお願いしたいと思います。よろしくお願いします。料金の値上げではないですよ、借地料の値上げでございますから、よろしくお願いします。

○委員長（三田地泰正君） 13 番。

○委員（野館泰喜君） ただいまのことに関連してですが、いわゆる龍泉洞周辺の借地料と町内の普通言われるところの借地料のその比較というのは出ていますでしょうか。

○委員長（三田地泰正君） 馬場課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） この料金改定に伴って、その土地の借地料の分が連動してくるというふうな前提がありまして、今その過去からの町内の評価額ですか、そちらのほうの今調査をしております、評価額的には上がった形跡はないのですけれども、さらに分析をしながら、そういった根拠になるものをお示ししながら、交渉といいますか、お会いしたいなと思っております。

○委員長（三田地泰正君） 13 番。

○委員（野館泰喜君） この条例改正でちょっと気になる部分が、15 人から 99 人、100 人から 199 人、このくくりが 30 年も変わっていないということを私は疑問に思います。というのは、かつては 200 人という団体が数としてあったと思います。そして、今は確実にそれは少なくなってきている。そうすると、このくくり自体を 15 人から 50 人まで、51 人から 100 人まで、100 人以降というふうの研究した上で改めるべきだと思いますが、その努力が全くなされていない。それは、やっぱりその時代の状況を全く反映されていない条例ということになります、その点についてはいかがでしょうか。

○委員長（三田地泰正君） 馬場課長、答弁。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 団体のその区分といいますかのご指摘でしたけれども、先ほどの料金改定に当たりましては、著名なというか、日本の中でも 9 つの鍾乳洞のほかの例も参考にさせていただいたということでお話をさせていただきました。この団体料金につきましても、ほかのところでもほぼ同じような内容となっております、実は来月になりますけれども、鍾乳洞サミットというのが開催されますので、今委員ご指摘のあった団体の人数のあり方、それも含めて、ちょっと情報交換をしてみたいと思っております。

○委員長（三田地泰正君） 13 番。

○委員（野館泰喜君） そうすると、例えば直近の昨年実績で、200 人以上の団体は何個ありましたか。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 三上所長から。

○委員長（三田地泰正君） 三上龍泉洞事務所長、答弁。

○龍泉洞事務所長（三上 薫君） お答えいたします。

件数でなく申しわけございませんが、人数といたしましては、昨年度 200 名以上……失礼いたしました、団体大人 200 名以上で 4,226 名、団体高校は 595 名、団体小人、小中学生でございますが、2,090 名でございます。

○委員長（三田地泰正君） ありがとうございます。

5 番。

○委員（三田地久志君） 借地料のところに戻るのでありますが、借地料については消費税は込みなのか、それとも別での契約になっているのかというところはいかがでしょうか。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 佐々木総括室長。

○委員長（三田地泰正君） 佐々木総括室長、答弁。

○経済観光交流課総括室長兼経済商工室長（佐々木 剛君） お答えいたします。

借地料については、消費税はかからないというふうに考えております。

○委員長（三田地泰正君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） なければ、これで質疑を終わります。

これから議案第 7 号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 討論なしと認めます。

これから議案第 7 号を採決します。

お諮りをします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 7 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第8号 龍泉洞青少年旅行村の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例について

○委員長（三田地泰正君） 議案第8号 龍泉洞青少年旅行村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、議案第8号 龍泉洞青少年旅行村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。

こちら先ほどの消費税絡みとなりますけれども、2%分を転嫁するという内容となっております。特徴、留意事項でございますけれども、既に現地のほうで撤去されている施設等がございます。その撤去されているもの及び取り扱っていないものにつきましては、今回改正を削除しようとするものでございます。あと、その他については2%分の転嫁ということでご理解をいただきたいと思っております。

それでは、議案の3枚目、参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。改正箇所、こちらのほうも変更される使用料については下線をつけて表示をしておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

初めに、別表第2の中で使用料が見直しとなるのは、表の上から3行目、集会施設（1回1室につき）、一般というのがあります。こちらが現行の1,080円から1,100円に、またその下の貸しテント（1張1泊につき）、6人用の料金が現行の640円から650円にそれぞれ改正をするものでございます。このほか、表の下から2行目のバンガローが現行の2,590円から2,630円に改正をするものとなります。

また、現在撤去されて、なくなっている施設、上から4行目の貸しテントの中で常設テント、そして現在取り扱っていない表の下から3行目の炊事用の束木、そしてその下のキャンプ用ファイヤ用まきにつきましては、それぞれ削除しようとするものでございます。

それでは、2枚目に戻っていただきまして、別紙をごらんいただきたいと思っております。先ほど新旧対照表でご確認をいただきました内容が公布文として記載をされております。2ページの最後に記載をされております附則のとおり、この条例についても令和2年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。審査方、よろしく願いをいたします。

○委員長（三田地泰正君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第8号について質疑を行います。質疑はありませんか。

11番。

○委員（畠山直人君） この龍泉洞青少年旅行村の設置及び管理に関する条例ですけれども、この施設の全体の利用人数、直近でどのぐらいあるのか、多いのか少ないのか、お願いします。

○委員長（三田地泰正君） 馬場課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 利用実績でございますが、平成30年度の資料を今手に持っておりますので、そちらのほうでご報告をさせていただきます。単位は人数になります。

テントにつきましては318、バンガローが204、これらを含めて泊まっていた方が522となっております。あとは日帰りというか、グラウンドのほうがありますが、こちらが6,700人ぐらいになっております。ただし、この施設を使える時期というのがありまして、5月1日から。フルシーズンではないというふうなことになりますので、先ほどのテント、バンガローの人数をご報告しましたが、それがちょっと多いかといえば、なかなか多いというふうに評価しにくいのかなというふうに思っております。

○委員長（三田地泰正君） 11番。

○委員（畠山直人君） この施設は、やはりなければならない施設なのか、それとも利用率からいって、そんなにそんなに必要はないと考えるのか、課長のお考えがありましたらお願いします。

○委員長（三田地泰正君） 馬場課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 過日の一般質問の中でも龍泉洞の園地構想ということでご質問をいただきました。その中で考えていかなければならないのは、やはり施設の有効利用をしていただきたいというふうなことでございます。今のような実態も踏まえまして、本当に有効活用できるようなものをつくり上げていきたいなと思っております。

あとは、その方向性というか、具体的な内容については、今ワーキンググループといいますか、関係者の皆さんでの会議等も持っておりますし、あとは議会のほうからも意見をいただきながら、実のある施設にしていきたいと思っております。

○委員長（三田地泰正君） ほかにありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○委員長（三田地泰正君） なければ、これで質疑を終わります。

これから議案第8号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りをします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第9号 岩泉町観光センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例について

○委員長（三田地泰正君） 議案第9号 岩泉町観光センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、議案第9号 岩泉町観光センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

まず、前段ということで、こちら消費税関連というのが1つになります。2つ目といたしましては、条例で設置を規定しておりました小本津波防災センターですけれども、供用開始当初、平成27年の12月から本年の3月までにつきましては、切符販売及び物販のサービスを担っていただいた県北自動車さんが撤退したことを受けまして、空きスペースとなっていたところでございます。今回施設の有効活用を図るべく建物1階の北側、県北自動車さんが撤退した箇所を多目的スペースとして位置づけまして、施設の有効活用と利用者の利便性の向上を図ろうとするものでございます。

それでは、議案の4枚目、参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。まず、別表第1ですが、岩泉観光センターの下に小本観光センター、多目的スペースを加え、使用時間を午前9時から午後9時までとするものでございます。この時間につきましては、津波防災センタ

一の他の会議室の使用時間に合わせているもので、一体的に管理をしていこうとするものとなっております。

次に、別表の2、1の施設の占有ですが、営業用バス、月額使用料を640円から650円に、その1行下のその他の建築施設の月額使用料を860円から870円にそれぞれ改正しようとするものでございます。

次に、同表の2、行商、募金、興行、展示会等の、こちらは2ページになりますけれども、これらに類する催しの開催の1日当たりの使用料を3,240円から3,300円に改正するものでございます。また、3の普通広告の使用料ですが、ポスターのB1列の7日までごとの使用料を860円から870円に改正をするものでございます。また、その下の額面、書き込み広告は、3月までごとの使用料を3,240円から3,300円にそれぞれ改正をするものでございます。また、4の特殊広告の特殊額面からベンチ広告までの単位、基準額の単位を現行3,770円と750円を3,830円と760円に改正するものでございます。

次に、3ページになりますけれども、配布物広告の使用料を3,240円から3,300円に改正しようとするものでございます。

それでは、議案の2枚目、別紙をごらんいただきたいと思います。こちらのほうが別紙の1ページから3ページまでとなっておりますが、先ほど新旧対照表で確認をいただいた内容が記載をされております。

最終の3ページの下段の附則のほうで、この条例は令和2年4月1日から施行しようとするものとなっております。

以上で説明を終わります。議案の審査方、よろしく願いをいたします。

○委員長（三田地泰正君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第9号について質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、どうぞ。

○委員（小松ひとみ君） この特殊広告の中で、吸い殻入れ広告というのは今でも存在しているのでしょうか。

○委員長（三田地泰正君） 馬場課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 吸い殻入れ広告につきましては、今現在はございません。

○委員長（三田地泰正君） 3番、どうぞ。

○委員（小松ひとみ君） この吸い殻入れ広告という自体を、もうなくしてもいいのではないですか。これはそのまま存在していいのでしょうか。

○委員長（三田地泰正君） 馬場課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、今喫煙者を取り巻く環境が、いろいろ状況が変化をしておりますので、ちょっとその辺も含めながら、すぐにはちょっと対応できませんが、この吸い殻入れ広告についても検討をさせていただきたいということでご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（三田地泰正君） 7番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） 1ページ、ここの小本観光センターの多目的スペースということになりますが、前に物販があったり、県北さんは確かに撤退したのでしょうかけれども、地域から、または乗客の方々から不便の声というのは上がっておりませんか、いかがですか。

○委員長（三田地泰正君） 馬場課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 物販が撤退して不便ではないかというご意見ですが、こちらのほうは今現在は、お客様のほうからいただいたお声では、ことし暑かったのですが、飲み物、自動販売機がないかというふうなお問い合わせをいただいたというふうに伺っております。そちらにつきましては、総務課のほうと連携をいたしまして、自動販売機を既に設置済みとなっております。

また、この多目的スペースについては、今その下準備をしております、次の連休ですか、9月23日に、今物も置き始めてはいるのですが、来ていただいたお客様から利用していただけるような、あとは地元の方からも利用していただけるようなものにしておりますし、あと時々イベントを開催しながら、有効活用を図っていきたいということで取り組んでいるという状況になっております。

○委員長（三田地泰正君） 7番。

○委員（坂本 昇君） もう一つは、観光センターですから、岩泉も含めですが、特に小本地区の一般質問でもあったような愛土館への連動というか、駅におりれば、そちらにもずっと目が行くとか、広告料を取る、取らないではなくて、ぜひ地域にこういうのがあるというふうなものも含めていくには、この観光センターは有効に活用できるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○委員長（三田地泰正君） 馬場課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） まさに委員のご指摘のとおり、あそこに来ていただいた方にぜひ愛土館にも足を運んでいただきたいということで、その仕組みを今つくっている状況になりますので、お願いします。

○委員長（三田地泰正君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） なければ、これで質疑を終わります。

これから議案第9号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りをします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第10号 氷渡交流施設条例の一部を改正する条例について

○委員長（三田地泰正君） 議案第10号 氷渡交流施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、議案第10号 氷渡交流施設条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

こちらのほうも消費税関連となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、早速ですが、議案の3枚目、参考資料をごらんいただきたいと思ひます。こちらは、使用料の変わるところに下線をつけてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず初めに、別表の第2の2行目、研修室ですが、6行、6区分にわたる使用料の現行の金額を右側の改正後の金額にそれぞれ改正しようとするものでございます。

次に、バンガローですが、宿泊使用 1 棟に係る使用料を 2,160 円から 2,200 円に、日帰り使用 1 棟に係る使用料を 1,080 円から 110 円にそれぞれ改正しようとするものでございます。

では、公布文に移ります。議案の 2 枚目の別紙をごらんいただきたいと思います。先ほどご確認をいただいた内容が公布文として掲載をされております。2 ページに記載をされておりますが、附則のとおり、この条例は令和 2 年の 4 月 1 日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。それでは、議案の審査方、よろしく申し上げます。

○委員長（三田地泰正君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第 10 号について質疑を行います。質疑はありませんか。

10 番。

○委員（合砂丈司君） 今度の改正ですが、研修室、バンガロー、コインシャワーとありますが、研修室ですが、現在北部森林管理署で借りているのですが、その辺はどうなっているのか、説明をお願いします。

○委員長（三田地泰正君） 馬場課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 委員からご指摘のありました部屋でございますが、平成 29 年度から三陸北部森林管理署のほうにお貸しをしているという状況になっております。こちらのほうにつきましては、行政財産使用許可ということで許可をして、その使用料もいただいているということで、今後どのような見込みかということについては、随時連携をとりながら、新年度に向けて調査、準備をしていきたいと思っております。

○委員長（三田地泰正君） 10 番。

○委員（合砂丈司君） 北部森林管理署が台風災害で事務所もなくなって、そして借りたと思うのですが、まだ事務所も北部森林管理署ではつくっていないのですが、引き続きまたその研修室を借りていくという予定なのかどうか。

○委員長（三田地泰正君） 馬場課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 先ほどの許可につきましては、年度ごとということで対応させていただいております。

今後の予定ですか、そちらについては、三陸北部森林管理署の久慈支所というところが窓口になるようですけども、そちらのほうも確認しながら対応していきたいと思っております。その予定については、ちょっと今把握していないという状況です。

○委員長（三田地泰正君） 10番。

○委員（合砂丈司君） そうすると、北部森林管理署で使っていると、一般の人は研修室は使えないわけですね。そうすると、ちょっと何年間で契約しているのか。例えばべこまつり等もあるのですが、そういうときにやっぱり使いたいときもあると思うのです、安家のべこまつり。それ等がどうなっていくのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○委員長（三田地泰正君） 馬場課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 使用の形態は、先ほど申し上げたように、年度ごとということになっておりますので、あとはたしか安家の感謝祭のほうも、あそこの周辺で開催されるというふうに伺っておりますので、そういったせめて地元でのイベントのときに使えるか使えないかも含めて、近いうちにちょっと顔出しをして、意見交換をできたいなと思っております。

○委員長（三田地泰正君） 2番。

○委員（畠山和英君） 今のに関連してお伺いします。

これは、行政財産の公の施設ですよ。一般、誰でも使える施設で、この条例として決めて、この時間で使いたいときは使えるということで設置している施設を、こうして今回も提案していて、今の質問、ご提案があったように、これを特定の人に貸すと、それはどういう処理をして貸しているのでしょうか、お願いします。

○委員長（三田地泰正君） 馬場課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 委員もおわかりのとおり、台風の関係で、その安家の……担当区の事務所が流されてしまったということを受けて、国のほう、森林管理署のほうから、ぜひそこを使わせていただけないかということでの経緯があったと認識をしております。こちらのほうは、当然地区内にも国有林もありますし、あとこれまでも重要な仕事を担っていただいている役所ということもありまして、こちらのほうにお貸しをしているという状況と認識をしております。よろしくお願いします。

○委員長（三田地泰正君） 2番。

○委員（畠山和英君） わからないわけではないです、災害もあったしということで。ただ、そうであれば、今回提案するときとか、ここ条例を一旦廃止するとか、その処理はやっぱりしっかりやらないとだめではないのかなと私は思います。町民に対してこうして示して、一般、誰でも、いわゆる公の施設として条例設置しているのですから、役場として、やっぱり処理としては、そ

れが、ではないのかなと思いますけれども。その説明したとおり、わからないわけではない、そのとおりであります。それについて、もう一度お願いします。

○委員長（三田地泰正君） 馬場課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） ちょっと今手元に資料がありませんが、部屋の研修室の全部ということではなく、その一部をお貸ししているということのようですので、あとは事務的なことについては委員ご指摘のとおり、今後そのように心がけていきたいというふうに思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（三田地泰正君） 11 番。

○委員（畠山直人君） 課長が担当区というか、森林管理署に行って意見交換するという話を今しました。その中で、今後担当区の事務所を建てる計画があるのかなのか、その辺も聞いてもらいたいのです。それから関連してくると思うので、ぜひそのとき、そういう意見交換もしてください。

○委員長（三田地泰正君） それについて、馬場課長、答弁。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 今安家に来ている職員の方、別な会議でちょっとお会いしたこともあって、面識もありますので、そこら辺も含めて意見交換、情報交換していきたいと思っております。

○委員長（三田地泰正君） 7 番。

○委員（坂本 昇君） 交流施設というものなので、条例はあれなのですけれども、この交流施設、地域の感謝祭ぐらいしか、ちょっと私らも行く機会がないのかなと思ったりしています。ですので、このバンガローにせよ、そういう施設の利用率を上げるためにも、町が管理している町の施設ということなものですから、何とかイベントというか、そこに集客できるようなのを半年に1回でも、そういうふうなことを企画しながら利用率の向上を図って、安家の地域の活性化にもつなげてもいいのではないかという考えがありますが、担当課ではいかがでしょうか。

○委員長（三田地泰正君） 馬場課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 先ほどもちょっとお話ししましたが、安家の感謝祭というのが予定をされて、私もお案内をいただきました。地区のために頑張ろうということについては、町でできることについては、できるだけ協力していきたいなというふうに思っております。

あとは、先ほどの集会室の部屋の関係ですけれども、そのイベントのときだけでも皆さんに開

放できないかというふうなことも含めて、ちょっとお話をしてきたいと思っています。

○委員長（三田地泰正君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） なければ、これで質疑を終わります。

これから議案第 10 号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 討論なしと認めます。

これから議案第 10 号を採決します。

お諮りをします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 10 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで、昼食のため午後 1 時 30 分まで休憩します。

休憩（午前 1 時 5 分）

再開（午後 1 時 30 分）

○委員長（三田地泰正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席委員は 13 人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

◎議案第 11 号 岩泉町水道事業の設置等に関する条例について

○委員長（三田地泰正君） それでは、ただいまから議案第 11 号 岩泉町水道事業の設置等に関する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上上下水道課長。

○上下水道課長（三上訓一君） それでは、議案第 11 号 岩泉町水道事業の設置等に関する条例について説明させていただきます。

まず、本条例は地方公営企業法を適用とする水道事業を計画する関係から、同法の規定で条例で定めなければならないとされている項目をこの条例で設定するということとなりますので、ご

承知いただきたいと思ひます。

別紙1ページをお開き願ひます。条文について説明いたします。第1条では水道事業の設置を、第2条では経営の基本事項を明記し、給水区域、給水人口等を別紙のとおり定めておるところです。第3条は、組織に係る規定であり、第1項では管理者を置くこととしておひます。このことは、同法第7条ただし書き等の規定によるもので、管理者を置かない場合は条例で定めることとされておるもので、本規定を設定するものです。

なお、管理者を置かない場合は、同法第8条により管理者の権限は当該地方公共団体の長が行うこととされておるものです。

次の第2項では、同法第14条において管理者の権限に属する事務を処理させるため、条例で必要な組織を設けることとされておひますことから、上下水道課を設定するものでござひます。

第4条は、同法第33条第2項に基づく重要な資産の取得及び処分に関する規定であり、金額及び面積要件は同法施行令において定められる金額及び面積を下回らないこととされておひますことから、同施行令の要件の金額等を設定しておるところです。

次の第5条は、議会の同意を要する賠償責任の免除規定となつておひ、この金額等の設定については法的な基準はありませんので、県内の市町村等を参考に50万円以上という金額を設定させておひだしておひます。

第6条は、議会の議決を要する負担付き寄附の受領等に関する規定であり、前条同様金額の設定に法的基準はありませんので、同じく市町村ごとに事業規模に応じた金額を設定するとしておひますことから、県内の状況を参考にそれぞれ設定しておるところです。

第7条では、業務状況の公表に関する規定となつておひ、同法第40条の2の規定により、管理者は条例で定めることにより、年2回以上町長に提出しなければならないこととなつておひますことから、対象となる種類、期日等を設定しておひるものでござひます。

また、第2条関係として別表を設けておるところですが、本内容は現在の簡易水道事業で認可を受けておひる給水人口、1日の最大給水量としておひるるところです。

本項目も事業認可の一つとして現在県と協議しておひるるところですが、認可時の推計給水人口等も一定の協議時間が必要となることから、現在の給水人口等で提案するとしておひるるところでござひます。

なお、給水人口等は事業認可時点で確定することとなりますので、確定後に本条例の一部改正

をお願いしたいと考えておりますので、ご承知いただきたいと思ます。

附則として、本条例は令和2年4月1日を施行日としております。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願ひいたします。

○委員長（三田地泰正君） 提案者の説明が終わりました。

これから議案第11号について質疑を行います。質疑はありませんか。

2番。

○委員（畠山和英君） それでは、ご質問をします。

これについては、これまでずっと準備をしまして、いよいよ公営企業でやるというふうなことであります。そこで、広範囲の中での小規模の人口が少ないところの経営をするということでもありますので、これまでの簡易水道の経営にあっても決して楽な経営ではないのかなと思ます。さらに、今度公営企業としての運営をすると、経営をするということでもあります。

そこで、この財政面といいますか、やることに対してはもう既にスタートして、これやるだけありますので、水を差すものではありませんが、経営的にどうなのかなというふうなことでありまして、1つは改修が出ると思うのです、大規模な改修とか。かなり整備して、これの準備はしてきたということでもありますけれども、改修等の経費が出ると。それに対する補助なり、あるいは起債等も、公営企業債の起債とか、それらの財源等はどのようになるのか。これまでであるいは今後どうなるのかお願ひをいたします。

○委員長（三田地泰正君） 三上課長。

○上下水道課長（三上訓一君） ただいま水道事業に移行した場合の財源措置ということですが、まずこれまででは簡易水道事業ということで運営してきておりますが、簡易水道事業の場合、給水人口が5,000人以下という前提で、5,000人以下の運営の場合は独自経営は難しいという判断から、国でも補助金でありますとか、交付税還元がある簡易水道事業債のほうを充当させられるということがありました。水道事業に移りますと、補助、あとそういう有利な起債というは見込まれなくなります。ですので、今後水道事業に移行した場合は、仮に起債をということであっても、丸々借金となる水道事業債を充当させ、事業を進めていくというふうなことから、事業の運営がこれまで以上にスリム化だけではなくて、限定した事業に特化していかないと、それぞれの年度の事業が行き詰まるというふうなことになります。今後に当たりましては、そういう長期的な視点も踏まえ、經常事業、そして投資事業、それに対する財源対策というのを加味しながら

ら、水道事業は運営していかなければならないというふうに考えております。

○委員長（三田地泰正君） 2番。

○委員（畠山和英君） 厳選してやるということで、そのとおりかと思えます。でも、限度もあるわけではあります、やっていくしかない。そうした中で心配されるのは、前にもありましたが、大幅な料金の値上げにいく、あるいは小規模な沢々の小さいところはもうやめるとか、ないかとは思いますが、厳選する、絞っていくということになれば、経営していくということになれば、いろんなことが、近々はないとしても、今後出てくる可能性もあるというふうなこともあるかと思えますが、それについてはよろしく願います。

それからあと、今この公営企業だけでなく、組合の水道、あるいは個人の水道、大牛内のような水道もあって、町の水道事業所、今度の水道でこれを指導なり、実質やっているわけですが、そうしたときにその人員、あるいはその財源等についてはどのようにするのか。これまでと一緒に、それともどのようにするのか、予算等を含めて、人員含めて願います。

○委員長（三田地泰正君） 三上課長。

○上下水道課長（三上訓一君） ただいま簡易水道以外の地区なりの事業、そして人員配置ということですが、11の給水地区の簡易水道事業は水道事業に移行するということとなりますが、それ以外の地域の共同飲雑であったり、個人の飲料水の支援であったり、あと今年度から始めております大牛内地区の配水管の更新事業は、こちらは一般会計のほうでこれまでも事業を進めてきておりましたので、そちらのほうをこれまで同様継続するというので、財源については、大牛内の事業については大規模事業になりますので、これは過疎債を今年度から4年間は予定しておりますし、その他については台風10号災害で共同飲雑のほうは今年度で一区切り完成しますので、大きな事業は当面はないかなと思っておりますが、個人水道のほうにつきましても随時相談には乗って行って、その対応はしていきたいと思っております。

そして、人員についてはこういう事情の状況ありますので、議案第13号で職員定数の関係も制定しますけれども、6人の中で簡易水道事業、そしてその他の事業も行っていきたいというふうに考えております。現状の人数で継続するという事です。

○委員長（三田地泰正君） 2番。

○委員（畠山和英君） ありがとうございます。議案第13号にあります、6人でやるというふうなことです、現在と一緒に。そうしますと、そのうちの企業会計で持つものと、一般会計で持

つその人数の割合があります。全部企業会計でやりますか、その点についてお願いします。

○委員長（三田地泰正君） 三上課長。

○上下水道課長（三上訓一君） これは、当課の考え方でございますので、これから役場内の協議、合意をとということですが、やはり簡易水道事業以外の事業、大牛内の事業であったり、共同飲雑に係る部分に対する割合の人件費は一般会計のほうから支出していただきたいということで、その人数については今後協議させていただきたいなという思いであります。

○委員長（三田地泰正君） 13 番。

○委員（野館泰喜君） 全体像が見えないので、質問したいのですが、組織として上下水道課は存続するわけですが、上下水道課は存続しながら、企業会計である岩泉町水道事業所なるものほどいう組織として存在するのか。その所長という呼名が発生するのか、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（三田地泰正君） 三上課長。

○上下水道課長（三上訓一君） 今後につきましても、上下水道課という課の中で水道事業も行うということで、この条例で事務を行う課として上下水道課を設けておりますし、課の設置条例の中で下水道、そしてその他の飲料水供給施設の事業は上下水道課で行うということで、町長部局の事業と水道事業の専門部局を上下水道課で行うというふうな組織になります。

○委員長（三田地泰正君） 13 番。

○委員（野館泰喜君） この条例の中で、町長に対して、これは半年ごとですか、報告書を提出するということがあるわけですが、これは提出先は町長ですが、提出元の名前というのはどうなるのでしょうか。

○委員長（三田地泰正君） 三上課長。

○上下水道課長（三上訓一君） この部分につきましては、事務を担当する上下水道課の長は水道事業の管理者の権限を行う町長ということで、町長が2人出てくるわけですがけれども、水道事業を行う管理者が岩泉町長に提出し、岩泉町長が新年度の事業計画、そして決算を町民に対して公表するというふうな流れとなります。

○委員長（三田地泰正君） 13 番。

○委員（野館泰喜君） 最も懸念するのが、やっぱり2番委員が言われたような大きい、一番わかりやすく言えば更新事業が当面は入ってこないと。これを頭に置いて、ことしまでに整備しなけ

ればならない簡易水道は大方終わったということで、しかしながら 20 年後、30 年後に出てくると。それに関しては、企業会計になることによって減価償却費が発生するわけです。そうすると、一般的に減価償却費というのは更新に対する積み立ての側面を持っているわけですが、これについてはそのような理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（三田地泰正君） 三上課長。

○上下水道課長（三上訓一君） 公営企業会計になりますと、これまでの単式簿記ではなくて、複式簿記ということで資産も評価額として算定する、そして毎年度減価償却費として支出が出るわけですけれども、その分がこれまでなかった支出ということで、それで終わりではなくて、その対応する収入を確保していかなければならない、それが後年度の更新費用になるということとはご指摘のとおりと理解しております。現在資産調査を行っている中で、議会全員協議会の中でも 1 億円を超す減価償却ということを見込んでおりますけれども、その財源もこれまでの国庫補助、起債等の充当分もありますけれども、一般財源をそこに充当し、そして減価償却費も処理していく財源を確保しなければならないということから、スタート時点ではまず説明したとおり、支出の抑制等々を進めていきたいと思いますが、数年後にはその更新財源となる財源となれば、やはり水道料金ということしかありませんので、この議論というのは町内、そして議会に対して説明しながら、深めていくという形になろうかと思っております。

○委員長（三田地泰正君） 13 番。

○委員（野館泰喜君） 今の説明で、減価償却費を経費として計上する一方で、1 億円以上の毎年内部留保が発生するわけです。これは 10 年たてば 10 億円になります。これの処理は、ただそのまま積んでおくという考えでよろしいのでしょうか。

○委員長（三田地泰正君） 三上課長。

○上下水道課長（三上訓一君） 今年度まで簡易水道事業という有利な財源等ありましたので、先行する形でこれまで投資して、施設の整備をしてきております。当面大型事業というのは厳選していくということを考えておりますが、側面、やはり浄水場であったり、配水管の大型更新、この時期というのはやはり今後出てくると。そういった意味で、今ある 11 の地区の配水管なりをある程度の時期では定期的に更新していかないと、どこかで水の供給が途絶えてくるということも懸念されますので、そこはこれまでの経過年数等も踏まえながら、現状の維持管理の中で今後どう更新すべきかは内部で調整し、そしてそれぞれの年度の予算計上して執行のほうは進めていかな

ければ、この11の水道施設、やっぱり長期での回転というのができなくなってくるおそれがありますので、そこは状況を見ながら判断していくということになるかと思っております。

○委員長（三田地泰正君） 13番。

○委員（野館泰喜君） 基本的に都会に合った制度だと思います。それで、我々のような田舎では、極論すれば余分に1億円の経費をかぶせられてきた形なわけですが、国の政策によって。そのことによって水道料が上がりますよという答弁を今いただきました。それは、やっぱりしてはならないと思うのですが、これまでも町の予算の中で水道事業はなされてきたわけです。ところが、ある日突然国がこういう企業会計になったよと。企業会計になったことによって、減価償却費が発生すると。これは、減価償却費というのはどこにも使われない金なのです。現状、単年度で見れば。そのために、水道料を将来上げなければならないというのは、ちょっと納得できないと思うのですが、いかがですか、この点は。

○委員長（三田地泰正君） 三上課長。

○上下水道課長（三上訓一君） 私の説明不足があったかと思いますが、私は水道事業になるから水道料金を上げる検討をするということではなくて、今後スリム化を図りながら、この水道事業が安定運営するために、そしてどうしても人口が減っていく中で、先の皆様方にご負担をすべきなのか、今の九千何がしの人数の中で応分の水道料として上げて負担をいただかなければならないか、そういう議論を今後、公営企業になりましたので、独自企業として検討していかなければならないという考え方であって、水道事業イコール値上げということで発言したつもりではございませんので、そこはご理解いただきたいなと思います。

○委員長（三田地泰正君） 13番。

○委員（野館泰喜君） 済みません、しつこくて。ただし、公営企業になったことによって、減価償却費というのは余分なのですよ、町民から見れば。これが1億幾らかかってくるということ自体が、これを水道の利用料、水道料金にかぶせていくという考え方は、私は間違っていると思います。これについてはいかがですか。

○委員長（三田地泰正君） 三上課長。

○上下水道課長（三上訓一君） 減価償却費の分を水道料金に転嫁ということは考えておりません。実は、水道料金自体が平成13年度から基本料金等は見直しはされておらないという事実もございますし、平成30年度のベースで1カ月の基本料金、現在1,780円で皆さん方に基本料金としてお

支払いいただけるわけですが、実は給水原価、こちらが30年度ベースで3,920円かかっていると。つまり水道使用料には45%の転嫁をしているのが今現状で、これが18年間続いているということで、今後長期的な水道事業を安定的に進めていくためには、どうしても主たる財源となる水道料金の議論はしていかなければならないかなど。そういう考え方ですので、改めて説明不足の分はおわびしたいと思いますが、そのことをご理解いただければと思います。

○委員長（三田地泰正君） 7番。

○委員（坂本 昇君） 私は1点お伺いします。

この公営企業ということになったときに、今までと対議会、対監査ということで、大きな差が出てくるのか、その議論なり質疑の関係は従来どおり、公営企業であろうが、町の管轄であろうが、同じだというふうに覚えていけばいいのか、どうぞお願いします。

○委員長（三田地泰正君） 三上課長。

○上下水道課長（三上訓一君） 水道事業に当たっては、公営企業会計、複式簿記制になっても、予算、決算等はこれまでどおり議会の議決をいただくということは変わりはありません。ただし、予算をお認めいただければ、これまで一定の金額以上の工事で、あとは財産の取得であったりは、議会の議決を要しておりましたけれども、公営企業法のほうで自治法の適用外ということで、そういう部分は外れるということになっておりますので、予算を認めていただいたイコール執行のほうも管理者のほうに権限が移るところで、そこは予算と決算のところの議論のみになるということになりますので、ここはご承知いただければと思います。

〔「監査は」と言う人あり〕

○上下水道課長（三上訓一君） 監査につきましては、これまで同様、時期がずれるだけです。

○委員長（三田地泰正君） 2番。

○委員（畠山和英君） 済みません、また1点。

先ほどのご答弁で、平成30年度の水道原価3,920円と、それで今は1,700円か1,908円ですか。今これをずっとやってきたわけですね。それは、有利な整備の補助なり、地方債なり、簡易水道事業債含めて町債なり、いろいろ工夫して町からも、一般財源からもいろんな出したものも多くはなくてもやってきたと。いずれやってきたのです。それが今度公営企業になるから、これは何もなくなるから、これももうできなくなるというふうに、私は今そうとったのですけれども、そうではないのかな。いずれ努力して、今のを維持していくということだろうとは思いますが

ども、いずれにしても行く行くは3,970円以上やっついていかないと運営できないということですか。
端的にお答えしていただければと思います。お願いします。

○委員長（三田地泰正君） 三上課長。

○上下水道課長（三上訓一君） まず、これまで有利な財源を、補助金、あと起債も充当しながらハード事業を更新してきたわけですが、今後減価償却をしながらも、その財源として補助金も起債も耐用年数に応じて、その分割した形で各年度で収入を見るということにはなるのですが、例えば過疎債にしても7割の充当、つまり3割は一般資金、簡易水道事業債も5割ということになっておりますので、この分は資産がふえるイコール支払いのほうは町の一般財源になってくるというふうなことになります。そういった意味でも、有利な事業が、これまで整備してきた部分はそのとおりとしても、資産がふえるイコール減価償却のほうではふえてくる。その財源とすれば、どうしても一般財源が出てくるということになります。そういった意味でも、イコール水道料金改正ではなくて、どこまで歳出のほうを抑えられるか、固定経費を抑えられるか、まず来年度はそこを重点的に行っていきたいと思います。その上で、決算等も出てきますので、議会の皆様からもご意見等をいただきながら、どういう方向のあるべき岩泉町の水道事業なのかは議論させていただければなというふうに思っております。

○委員長（三田地泰正君） 8番。

○委員（三田地和彦君） 公営企業会計というのは、今までの水道の会計とはまたがらっと変わるというのは認識はあると思います。先ほど13番委員が言うとおりの、減価償却は経費にまず見るわけなのですが、本当はこれが半分残るか、4分の1残るか、本当に10%あるいはゼロになるかで経営内容が変わってくるわけなのです。ということは、これは施設をすることによって、その施設の材料等で減価償却の年度が変わってくるわけなのですが、そこら辺の減価償却をいかに残して、そして利益がそれ以上に出るものでないと、経営がこれは厳しくなるのです。そこら辺を認識しておるとは思うのですが、そこら辺のご答弁を少しお願いします。

○委員長（三田地泰正君） 三上課長。

○上下水道課長（三上訓一君） ただいまのご質問、これまではそれこそ単式簿記会計ということで、収入、収支とも数字上のみの予算、決算で評価しておった部分を資産評価も加えるという部分になります。そして、今言われたように減価償却は、これも法の中で決められている部分ですので、その分を劣化分を支出としていく分、収入をどう確保していくかというのは、我々の運営

側の課題だと思っております。それを単純に水道料金のアップとか、そういうことではなくて、まずは今の経営をスリム化すると。そして、どこまで支出を圧縮できるか。ここを第一の課題として取り組んでいきたいなと思っておるところです。

○委員長（三田地泰正君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） なければ、これで質疑を終わります。

これから議案第 11 号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 討論なしと認めます。

これから議案第 11 号を採決します。

お諮りをします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第 12 号 岩泉町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例について

○委員長（三田地泰正君） 議案第 12 号 岩泉町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上課長。

○上下水道課長（三上訓一君） 議案第 12 号 岩泉町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例について説明させていただきます。

1 ページをごらんいただきたいと思います。本条例は、地方公営企業法第 38 条第 4 項において、企業職員の給与の種類及び基準は条例で定めることとされておりますことから、本条例の制定を提案しているところでございます。

それでは、条文に従い説明いたします。第 1 条は、制定趣旨を規定しており、第 2 条は第 1 項で給与の種類が給料と手当である旨を規定し、第 2 項で給料、第 3 項で手当の種類を規定してお

ります。第3条では、給料表に係る規定となっております。

なお、給与の額及び支給方法等については、管理規程で定めることとなっておりますことから、一般職の職員の給与に関する条例を準用する旨の管理規程を別に定め、運用していく考えでございます。

第4条から第18条までは、対象となる手当の種類に係る事項を規定しております。

第19条では、給与の減額、第20条では休職者の給与、第21条では専従休職者の給与、第22条では育児休業の承認を受けた職員の給与を規定しておりますが、これらも一般職の職員の給与に関する条例を準用する形をとらせていただきたいと思いますと考えております。

第23条では、会計年度任用企業職員の給与を規定しており、第1項で給与の種類、第2項で額及び支給方法等について規定を定めております。

第24条で再任用職員の適用除外の規定を行っております。

最後に附則として、この条例の施行日を令和2年4月1日とし、本条例の制定に伴う現行条例の廃止も規定しております。

以上、説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

○委員長（三田地泰正君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第12号について質疑を行います。質疑はありますか。

13番。

○委員（野館泰喜君） 先ほどの説明で、6人の職員体制で現在も今後もやっていくという説明がありました。現在臨時職員はおりますか。

○上下水道課長（三上訓一君） 現在当課には、1人臨時職員がおります。

○委員長（三田地泰正君） 13番。

○委員（野館泰喜君） そうすると、先ほどの説明の中で、どう考えても仕事量がふえるという判断をしております。そうすると、この臨時職員、新年度からは会計年度任用職員、これをふやす予定はありますか。

○委員長（三田地泰正君） 三上課長。

○上下水道課長（三上訓一君） 現在の1名の臨時事務職員は、簡易水道、そして下水道の事務補助を行っているのが現状でございます。今水道事業に移行したときに、また臨時職員となれば、今の業務の中で上手に何とかやればできますし、また水道事業で人数をふやすと経費がふえてく

るという状況もありますので、臨時職員も現状で進めていきたいなという考え方です。

○委員長（三田地泰正君） 7番。

○委員（坂本 昇君） そのときの身分ですが、上下水道課ですから、水道職員と下水道の職員が同じフロアの中で頑張るということで、それぞれ水道は公営企業、下水道は一般町職員と。課長、所属長の身分というのはどちらに所属されるのかどうか、いかがですか。

○委員長（三田地泰正君） 三上課長。

○上下水道課長（三上訓一君） もちろん水道事業移行後も水道事業の担当課長、そして一般会計で行う事業の担当課長ということで、両方の事業を行うと。あとは、給与等をどちらのほうの科目に充当するかというのは、今後一つの経費のほうの関係もありますので、誰分をどちらかというのは今後協議して、専用、所属というのは判断させていただきたいと思います。

○委員長（三田地泰正君） 7番。

○委員（坂本 昇君） 職務も少し重くなったり、広くなったり、深くなったりするわけです。先ほどのように、もう予算さえいただくと、極端に言えば5億円の仕事でも7億円の仕事でも、課長の権限でもって公営企業の分については入札執行から、そういうのもできるというふうに先ほど受けとめたものですから、そうするとここの職員の体制なり責任というのも大きくなるなというふうに受けとめましたので、そこら辺はそういう解釈をされていていいのかどうかお願いします。

○委員長（三田地泰正君） 三上課長。

○上下水道課長（三上訓一君） 先ほど申し上げましたとおり、議会の議決事項は水道事業は減ってきます。その分、事務的な責任、権限は出てくるのですけれども、ただし事務処理上は担当課長に全て決裁があるものではなくて、全てこれまでどおり町長の決裁を得て執行するということですので、事務的にはこれまでどおりということになりますが、経営の中身とすると、これまでのような有利な財源があるから、または経営の将来の負担の部分はまず別にして、今の有利な財源を今年度事業執行に充てましょうという、プラスに将来の償還分というのを考えていかなければならないというのは出てくるかなというふうに思っております。

○委員長（三田地泰正君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） なければ、これで質疑を終わります。

これから議案第12号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 討論なしと認めます。

これから議案第 12 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 12 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第 13 号 岩泉町水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例
の整備に関する条例について

○委員長（三田地泰正君） 議案第 13 号 岩泉町水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上上下水道課長。

○上下水道課長（三上訓一君） それでは、議案第 13 号 岩泉町水道事業の設置等に関する条例の
施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを説明させていただきます。

本条例は、水道事業の設置に伴い、関係する条例の所要の整備を図るほか、上位法の改正によ
る改正も行っておりますことを補足させていただきます。

それでは、新旧対照表で説明いたしますので、参考資料の 1 ページをお開きいただきたいと思います
です。第 1 条関係では、岩泉町監査委員条例の一部改正となり、企業職員の過失に伴う賠償事
案処理に関し、地方自治法に準用する関係から改正文のとおり改めるほか、地方自治法の一部改
正に伴う条ずれを改正するものでございます。

第 6 条では見出しを「定期監査」に、第 8 条では基金運用と地方公営企業法の決算審査を行う
ため改正文を加えるほか、字句修正も行っておりますのでございます。

2 ページをお開き願います。第 2 条関係は、岩泉町職員定数条例の一部改正となり、水道事業
の事務部局の設置するため、第 1 条で水道事業を追加するものでございます。

第 2 条では、水道事務部局の定数を定める関係から、7 号で水道の事務部局 6 人を加えるもの
でございます。

次の第3条関係では、岩泉町特別会計条例の一部改正となり、簡易水道を廃止する関係から、第1条第1項第1号を削り、各号を繰り上げるものがございます。

第4条関係では、岩泉町簡易水道特別会計財政調整基金条例の一部改正となり、条例名を「岩泉町水道事業特別会計財政調整基金条例」に改めるほか、第5条中、「町長」を「水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）」に改正するものがございます。

第5条関係は、岩泉町行政手続条例の一部改正となり、地方公営企業法に基づく企業管理規程を準用させるため、第2条第1項中、規程の次に「及び地方公営企業法第10条に規定する企業管理規程」を加えるものがございます。

4ページをお開き願います。第6条関係は、岩泉町簡易水道事業給水条例の一部改正となり、条例名を「岩泉町水道事業給水条例」に改めるほか、各条の「岩泉町簡易水道事業」を「岩泉町水道事業」に改め、第2条中、「別表第1のとおり」を「岩泉町水道事業の設置等に関する条例第2条第2項に定めるところによる」に改めるものがございます。

第3条では、「町長」を「水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）」に改めるもので、これ以降も同様とする内容としております。

第9条では、水道法施行令の一部改正により条ずれが生じることから、その整備を行い、第12条と第21条では文言修正を行っております。

9ページをお開き願います。第27条は、別表第1が削られることから、繰り上がり改正を行うものがございます。

11ページをごらん願います。第34条では、文言整理のほか、(6)として「給水装置工事事業者更新手数料 1件につき10,000円」を加えております。この部分に関しましては、水道法の一部改正により、給水装置設置工事事業者の登録が5年ごとの更新制となることから、新たに規定を設けるものがございます。

第35条は、別表第1を削ることによる各表の繰り上げ改正を行うものがございます。

12ページをお開き願います。第38条は、条ずれの補正を行うもので、そして最後に別表第1を削り、以降の表を繰り上げするというものがございます。

15ページをごらんいただきたいと思っております。第7条関係は、岩泉町下水道条例の一部改正となり、引用条例名を改正することから、第14条中の条例名を改正するものがございます。

第8条関係は、岩泉町課設置条例の一部改正となり、町長部局で行っております簡易水道事業

を廃止する関係から、分掌事務を改正するというものでございます。

16 ページをお開き願います。第 9 条関係は、行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例の一部改正となり、地方公営企業法に基づく企業管理規程を準用させるため、第 2 条第 1 項中を改正するほか、町の機関に水道事業を追加するものでございます。

第 10 条関係は、岩泉町水道法施行条例の一部改正となり、水道事業移行に伴い、職員の布設工事管理者及び水道技術管理者の資格要件の改正となります。年数の改正部分は、簡易水道事業での監督者経験年数が水道事業の 2 分の 1 とされておりましたことから、2 倍の年数に改正するほか、年数以外の部分は関係法令の改正による改正となるものでございます。

本文の 5 ページにお戻りいただきたいと思います。附則について説明いたします。施行期日等について、第 1 条では該当する部分として令和 2 年 4 月 1 日からの施行としております。ただし書きとして、それぞれの項目の施行日を規定しておるところです。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議お願いいたします。

○委員長（三田地泰正君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第 13 号について質疑を行います。質疑はありませんか。

13 番。

○委員（野館泰喜君） 1 点、簡易水道特別会計が来年度からなくなるという状況の中で、簡易水道以下のいわゆる組合井水であるとか、個人井水に関しては、議論する場面はどこの管轄になるのかについてお答えください。

○委員長（三田地泰正君） 三上課長。

○上下水道課長（三上訓一君） 新旧対照表 15 ページをお開きいただきたいと思います。ただし、この部分、改正するところのみの項目となりますけれども、この中の 8 条関係の課の設置条例の一部改正の中で、上下水道課の事務分掌を掲げておるわけですけれども、現在のイトウ、改正後はアとイになる部分ですけれども、ここでその他の上下水道に関することということで、当課が事務分掌を行うこととなります。また、科目等によっては一般会計の衛生費のほうで必要な予算措置は講じていきますので、質問等もそちらでいただくという形になります。

○委員長（三田地泰正君） 7 番。

○委員（坂本 昇君） この条例はそのとおりだと思いますが、今までは岩泉町長だったのが管理者という一本になりました。ですので、身分的な部分は現職員については公営企業のほうに移行

することで、職員から出向のような形でそこに行って、そしてまた職員の人たちの事務的なことは、もういきなり管理者である町長に、途中を経緯しないで一発で上がるのかどうかというのを確認をお願いします。

○委員長（三田地泰正君） 三上課長。

○上下水道課長（三上訓一君） 専用の水道事業職員となりますけれども、町長同一ということで、出向等ではなくて辞令行為の中で行うと。あとは、事務処理もこれまでどおり専決事項に基づいて必要な部分は副町長、町長のほうにも上げていくという形になります。

○委員長（三田地泰正君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） なければ、これで質疑を終わります。

これから議案第13号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りをします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第14号 令和元年度岩泉町一般会計補正予算（第2号）

○委員長（三田地泰正君） 次に、議案第14号 令和元年度岩泉町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） 議案第14号 令和元年度岩泉町一般会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、人件費、それから台風関係、そして急遽発生しました事業についてお願いをするものでございます。

それでは、歳出から主なものについて説明をさせていただきます。11ページをお開き願います。
2款1項3目の財政管理費で25節積立金、財政調整基金積立金を8億1,610万円お願いして
ございます。これは、法定積み立てでございまして、繰越金の2分の1以上の額を積み立てるもの
でございます。

次に、同じページでございますけれども、10目諸費で工事費、ケーブルテレビ引込工事2,212万
2,000円をお願いしてございまして、通計で3,734万円となるものでございます。

次に、13ページをお願いいたします。4款1項6目の環境衛生費で19節、飲料水個人施設災
害復旧補助金、台風関連でございますけれども、1,388万4,000円をお願いするものでございま
して、これは8件分を追加しまして、計では15件になるものでございます。

次に、16ページをお願いいたします。5款2項2目の林業振興費でございます。25節積立金で
森林環境譲与税基金積立金2,288万2,000円をお願いするものでございまして、これにつきま
しては午前中に条例のほうで審議をしていただいた部分でございます。

その下でございますが、6款1項3目地場産業振興費の19節でご当地グルメ推進事業補助金
103万7,000円をお願いしてございます。これは、B-1グランプリに炭鉱ホルモンが出場する
ということで、その部分の補助金でございます。

次に、18ページをお願いいたします。9款2項1目学校管理費で、15節工事請負費は1,584万
7,000円をお願いしてございまして、新小川小学校統合校舎改修工事ということで、これにつま
ましては担当課のほうで、その部分に行きましたらば再度説明をさせていただきます。

それでは、歳入でございます。8ページにお戻りをお願いいたします。2款3項1目森林環境
譲与税2,288万2,000円をお願いしてございます。

9ページの一番下でございますけれども、18款1項1目繰越金が前年度繰越金8億7,504万9,000円
をお願いしてございます。

次に、地方債補正でございます。5ページにお戻りください。第2表、地方債補正では、補正
後の金額13億9,380万円をお願いするものでございます。

以上でございます。ご審査のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（三田地泰正君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りをします。審査の順ですが、慣例により歳出から目ごとに、その後歳入を項ごとに審査
したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 異議なしと認めます。

したがって、歳出から目ごとに、その後歳入を項ごとに審査することに決定しました。

11 ページをお開きください。歳出、2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 3 目財政管理費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 7 目支所費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 10 目諸費。

10 番。

○委員（合砂丈司君） ぴーちゃんねつについてお聞きしたいと思います。

ぴーちゃんねつが避難場所にはついて、公民館とか集会施設には設置されておるのですが、公民館でもいろいろやっているのですが、設置されていない公民館の区別と申しますか、どういう関係でされているところとされないところの、区別を説明お願いします。

○委員長（三田地泰正君） 三浦政策推進課長。

○政策推進課長（三浦英二君） 各公民館等々もあると思いますけれども、基本的には指定避難所となっているところには設置をさせていただきます。それ以外のところには、設置はしていないというところでございます。

○委員長（三田地泰正君） 10 番。

○委員（合砂丈司君） 指定されていないから設置できないというその理由はわかるのですが、台風災害でもそうだったですけれども、結構されていないところへも避難したところもあるのです。現在8月4日にも避難訓練をしているのですが、そういうときには指定されなくても公民館に集まって避難訓練をしたという経緯もありますので、何かの形でやっぱり設置すべきではないかと思うのですが、どうでしょう。それについてお聞きします。

○委員長（三田地泰正君） 三浦課長。

○政策推進課長（三浦英二君） そのような声も少数あるというふうにはお伺いしておりますが、かえって人が不在のところに設置をされますと、その維持管理などがまた手がかかって大変だ

というような多数の声もお聞きしております。今回は、指定避難所への当初の計画どおり設置をさせていただいているということでございます。

○委員長（三田地泰正君） 10番。

○委員（合砂丈司君） 安家で申しますと、年々、半城子、それから茂井は公民館はないのですが、高須賀とそういうところには設置されていないのですね。そういうところにもやっぱり避難訓練のときは集まるのです。だから、情収集のためにも設置すべきではないかと思うのですが、再度そういう考えはないかお聞きします。

○委員長（三田地泰正君） 三浦政策推進課長。

○政策推進課長（三浦英二君） 私どももその辺の設置の振り分け等々については、慎重に議論はしたつもりでございますけれども、当初どおり議会のほうにもそういうご説明を申し上げて実施に至っているということでございます。現在のところは、指定避難所ということにさせていただいております。

○委員長（三田地泰正君） 10番。

○委員（合砂丈司君） 今全国的にどんな災害が来るかわかりません。3年前に安家でも大きな被害を受けたわけですが、だから小さくても公民館は避難する場所となる場合もあると思うので、ぜひこれは検討して、考えてもらいたいと思います。要望です。

○委員長（三田地泰正君） 7番。

○委員（坂本 昇君） 15節のケーブルテレビの引き込みで伺います。

この事業費が全部一般財源になっています。実際には、裏手当てというのがあるのかどうか。ずっとそのまま一般財源のままなのか、お願いします。

○委員長（三田地泰正君） 三浦課長。

○政策推進課長（三浦英二君） 今回のイニシャルと申しますか、新規設置の分でございますけれども、これについては財源手当てはございません。

○委員長（三田地泰正君） 7番。

○委員（坂本 昇君） いずれぜひ統計なり、累計をとってもらいたいのですが、設置したときの事業費の中で単費がどれぐらいあって、その後年を重ねるごとに、やっぱり今のように、この分は一般財源しか手だてがないというふうになってくると、次の更新のときの大きな判断材料になるかと思っておりますので、今のうちからそういうふうな手だてをとっておいていただきたいというこ

とで要望しておきますので、お願いします。

○委員長（三田地泰正君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） なければ、10目諸費の審査を終わります。

ここで、岩泉ホールディングス株式会社の経営状況についての質疑を行います。準備してください。

1番。

○委員（畠山昌典君） ここでちょっとお聞きします。

第三セクターのことですので、ここでどの程度まで聞いていいか、ちょっと私もわからないというか、どこまで聞いていいのかあれですけれども、先日総合観光、温泉ホテルの日帰り入浴の休止について全員協議会で報告があったので、ここで二、三お聞きします。

その報告の中で、8月上旬にレジオネラ菌が、微量であるけれども出たと。それが理由として日帰り入浴ができなくなったという報告でした。私もこの日帰り入浴に関しては、町内の各地に送迎のバスを出したりして、ファンがいっぱいいたもので、これが休止になったということで、いつ再開するのかという声を結構何人かから聞きました。その中で、構造上の問題で入れなくなったらしいですねということをお聞きしたのですけれども、その理由が別になったのはなぜなのかというのをまず1つお聞きします。

○委員長（三田地泰正君） 馬場課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 本件については、議会全員協議会のほうでも概要をご説明したところなのですけれども、事案が発止した7月30日、ホテルのほうでは保健所と、あと町のほうに報告をします。その後、ホテルの入り口のほうに張り紙で表示、あとは利用団体の皆さん、バスでご利用いただく皆さんのほうにも直接足を運んで、日帰り入浴がちょっとできなくなりましたということで説明をしたというふうに報告を受けております。

お話のあった表示、周知の関係でございますけれども、確かに設備のふぐあい、機械のメンテナンス、ボイラー等々、理由がありまして、菌が出たというふうなことまでは触れられておりませんでしたけれども、こちらのほうは保健所から、菌が出て最初に報告したときに人体の健康被害が及ぶほどではない、微量な菌であるということ踏まえまして、そのような処理をさせていただいたというふうになっております。

いずれ今説明したように、一日も早い復旧に向けまして取り組んで、来週の火曜日に保健所に行く準備が整ったところですので、何とか一日でも早い再開を目指して頑張っていきたいと思っております。

○委員長（三田地泰正君） 1 番。

○委員（畠山昌典君） 説明をするときに、何か事件、事故等、そういったことが発生した場合に、後でそういった理由がわかるよりは、先にお知らせしたほうがいいのではないかなど。そういったところも少しこの間の報告で思いましたので、一つ聞きました。

あと、これから再開するに当たって、保健所のほうに出向いているんなことを協議するということでした。例えば保健所の指導を仰がなければいけないということでしたので、そうするとそれまで営業していた部分が何か違反があったから改善しなければいけないと。例えばそれは構造上の問題かもしれませんし、営業形態の問題かもしれません。何か問題があったため、これから協議する、改善するのか。あるいは、営業に関してそんなに問題はなかったけれども、そういったレジオネラ菌が出たとか、あるいは構造上のことが問題になったからなのか、前からその問題を認識していたのか、今回新たに発生したのか、そこら辺はどうでしょうか。

○委員長（三田地泰正君） 馬場課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 全員協議会の際にもお話をさせていただきましたが、ホテルのほうでは旅館業法に基づく入浴サービスを行ってまいりまして、法定の年2回の検査もしっかりとやっていたいてきたところなんです。たまたま微量の若干の菌が出たということで、保健所の立入検査等も受ける結果にはなったのですけれども、何か法に背くようなことをしたかということで問われれば、それはないということで明言をさせていただきます。

ただし、保健所の指導の中で利用の実態はどうですかというふうなことになりまして、宿泊客数、あとは入浴客数を調べてみたのですけれども、ある一定の基準というのが宿泊客と入浴客が同じぐらいであれば、旅館業法で特に問題はないというふうなことだったのですが、これはうれしい結果なのですけれども、多くの皆さんから入浴サービスをご利用いただいた関係で、入浴者数のほうが宿泊者を上回るような、倍以上上回るような状況が判明したということです。そのような状況を受けて、保健所のほうでは不特定多数の方が来ても大丈夫なような、ちょっと旅館業法よりはハードルを上げた公衆浴場法をとって、そちらのほうに基づいて営業を再開してくださいという指導をいただきました。

あとは、今申請の準備ができたというお話をしましたけれども、現場の状況、現場確認が必要だということで、火曜日、来週行ったときに、書類は当然出すのですけれども、現場を見ていただいて、場所の形状によっては、状況によっては、例えば工事をしなくてもいいとか、そういったこともあるようですので、まずは先ほどの繰り返しになりますが、一日も早い再開を目指していきたいと思います。

○委員長（三田地泰正君） 1番。

○委員（畠山昌典君） 最初に申しましたとおり、たくさんの方が日帰り入浴を楽しみにしているというか、ファンも多いと聞いています。こういった事態にならないように、構造上もそうですし、営業の形態もそうですし、ぜひしっかりとした体制をとって、早期に入浴できるように、早くできるようにお願いして終わります。

○委員長（三田地泰正君） 2番。

○委員（畠山和英君） 私からも今の件について若干ご質問します。

私もお盆前にお墓の掃除等で住民から、入れなくなったということで言われまして、これはということで、お盆過ぎだったのですけれども、実は会社の社長にも聞きに行きました。そうしたら、今のような施設の関係のお話がずっとされました。ただ、今最後のほうに出ました旅館業法しかとってなくて、そして公衆浴場法のほうでやらなければならないというふうなことで、今やれないということでありました。済みません、ちょっと経過があれですけれども。保健所は、では何しに来たのと言ったら、最後の最後のほうで、実は菌が出ましたということでありました。何か今課長からご説明もあったように、ボイラーとか機械のふぐあいとか、そういうのを表示してやっているという。何か言葉がよくないかもしれませんが、隠蔽というか、隠しているのかなというふうに私は実際とりました。そういうふうなことで、やっぱりもう正直というか、ちゃんとやったほうが早く解決というか、次に向かえるのかなと思いましたがけれども、その後に産業常任委員会でもお話がありましたけれども、そこでは聞く限度もありましたので、一部しか聞けませんでした。

ここでご質問というかお尋ねしますけれども、三セクの経営でありますので、ここに取締役もおりますので、そうすればこの件については取締役会なり、それに報告があつて、そしてどうやっていくかということが当然あるべきだし、あつたろうと思います。そして、今ここまで、こんな状況が来ております。ここで、今取締役の末村副町長いますけれども、それについて会社はど

のような状況に、そしてどういう処理を今しているのか。この前馬場課長から、きのうだったか、おとといかの説明があったわけでありませけれども、それについてまず見解と申しましようか、お願いします。

○委員長（三田地泰正君） 末村副町長、答弁。

○副町長（末村祐子君） 今ご質問いただきましたことにお答えさせていただきます。

これまでも担当課長のほうから経緯、それからそこへの対処の論点と対応、順次の対応についてご説明をさせていただいてきたところですが、問題となった状況が起こった同日には、数時間後には担当課長を通じて私のところにも、またあわせて現場の木村社長のほうから直接私のところにも、ほぼ同時に状況についての報告が入りました。私自身は取締役としての立場もございませけれども、当然株主、ホールディングスのほうの特別支配株主としての町の立場もございませ。特にも温泉ホテルについては、町の施設を管理運営していただいているという関係もございませるので、2つの立場から、そういう意味では2つを分けてではなく、同時に会長である町長のほうにももちろんご報告をさせていただき、その後の対応策については担当課のほうと連動しながら指示、それから支援をさせていただいてきたという状況にございませ。

あわせて、ホールディングスの取締役会、それから総合観光はホールディングスの子会社でございませるので、そちらの役員の立場という点では、部外の役員は私と、それからホールディングスの社長の2名でございませるので、同時に情報を共有しながら取り組んできたというところもございませ。ホールディングスの取締役会については、もともと取締役会と子会社との物事的意思決定の規定に準じる形で、常務会の中でまずは対応策をしっかり支援をし、その上で一定の段階を踏んだところで、まずは口頭で各取締役の主要なものに共有をすると同時に、先般行われませた取締役会において、トータルでの全容のご報告をさせていただいたというような流れになっております。

○委員長（三田地泰正君） 2番。

○委員（畠山和英君） 町としての立場と、あるいはオーナーとしての立場、長としての立場があるろうかと、取締役としての立場もあるろうかと思ひませ。それで、先ほども触れませ。そうした中で、菌が出ているのも報告はあったかと思ひませ。そして、会社のほうでは、常にそれはみんなには言っていないわけですよね、1カ月近くたつて。私は1カ月、半年ぐらいか、もうちょっとか。そういうふうには、やっぱりそれは公表しないと、出さないといいふうな方向で指導という

か、そういうことになったのですか。そうではなくて、会社の判断で張り紙等をやっているということだったのですか。それについてはどうですか。

○委員長（三田地泰正君） 末村副町長。

○副町長（末村祐子君） 今委員のご指摘のとおり、当日のご報告の段階で、レジオネラ菌が検出されたというのが第一報でございました。ですけれども、その数値そのものが大変微量であるという点が1つ、それから微量である量をどのように理解をすればよいのかというところについての判断、これは旅館業法においても保健所の判断を仰ぐということになっておりますので、その法律に準ずるという対応をとったということでございます。

○委員長（三田地泰正君） 2番、どうぞ。

○委員（畠山和英君） 微量であろうが、これは専門家でも保健所でもありませんので、多く出たが、量ではなくて、少しでも体内に入ればこうなる場合もあろうかと思っておりますので、微量だからみんなに公表というか、教えなくてもいいということの今のご答弁でしょうか。

○委員長（三田地泰正君） 末村副町長、答弁。

○副町長（末村祐子君） 保健所においても、レジオネラ菌の数値が極めて微量だったわけなのですけれども、それが健康被害を及ぼすものか、例えば少しでもリスクがあるということになれば、保健所のほうもそれは公表するという判断をされるという基準になっております。したがって、その量についてを公表する、しないの判断についても、保健所の判断をまず仰ぐという順番で今回は対応しております。

加えて旅館業法については、お泊まりのお客様を前提に入浴ができるという、付随するサービスになるわけですけれども、日帰り入浴を実施するに当たって、公衆浴場法をとらずにこれまで運用されてきたという歴史的な経緯という部分についてもあろうかと思いますが、そこについては従前は大変料金の設定ほかを含めて厳しい運用になっていたということも、これはその後の調査で明らかになった点でございますけれども、そのように聞いており、2つの法律においては発生した時点においては旅館業法に従って運用をするというところで、マニュアルや運用などもつくられてきたということでご理解をいただければというふうに存じます。

○委員長（三田地泰正君） 2番。

○委員（畠山和英君） 私も会社に行って木村社長から聞いたときには、公衆浴場法の許可をとっていなかったということでありまして、これはわかっていようがわかっていなくても、やっぱ

り必要であればこれはとって営業しなければいけないというふうに思います。それがずっとここまで続いてきていたのかなと思います。

それからあと、これでやめますけれども、どこまで聞いたらいいかというのがありますので、ということで、要は三セクなんかいろいろありますけれども、コンプライアンスと申しませうか、マネジメントというか、そういう点では、やっぱり私は行ってお話も聞いて、今回は残念でありました。そういうふうなことで、これについて会社の経営は、総合観光について、これでいいのかなど。そして、今回の結果をしっかりとみんなに説明して、その反省なり、責任なりをちゃんととって、次にどう当たっていくかということが私は必要だろうというふうに思います。そういう点について、やっぱりそれらについても含めて私はそう感じますので、その辺についてもしご答弁があればでありますけれども、よろしくお願ひしたいなど。取締役として指導なり、経営なりについてをお願いできればなと思います。

○委員長（三田地泰正君） 末村副町長、答弁。

○副町長（末村祐子君） 今委員おっしゃっていただきましたとおり、私たち町といたしましても、今回のような事案が起こったということについては大変遺憾でもございます。一連のこれまでの対応については、ご報告をさせていただいたとおりでございますけれども、特にも総合観光の責任者、現場の責任者に対しては、早々に町長名で改善要請のペーパーをお渡しし、当然のことながら即時にこちらのほうに出向いていただいて、口頭の厳重注意も含めてさせていただいたところでございます。またあわせて、その後の対応については、担当課のほうもほぼ連日対応策についての助言や指導を日々行わせていただいているという状況でございます。

また、先ほどご指導いただいた公衆浴場法をとる部分についてでございますけれども、当初やはり相当厳しく利用していただくご入浴のお客様、ご利用者の方々に柔軟な対応がしにくい部分も当初はあったというふうに聞いております。それは料金設定も含めて、そのようなこともあったということから、また加えて人数的にそこまで大人数の方々にお入りいただくというような状況がなかったというところで、公衆浴場法をとらずにやってきたという点については、組織全体、今の現場の方々のご責任という、お気づきになられたところを上手なコミュニケーションがとれば、より望ましいと思っておりますけれども、今回という点だけにおいては、双方にやはり歩み寄らなければいけない、理解し合わなければいけない部分があったかというふうに思っておりますので、今回即時に利用の方々の人数がふえているという状況に即して、迅速にとれるような

動きを今とらせていただいているという状況でございます。

以上です。

○委員長（三田地泰正君） ほかにホールディングスについて質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） なければ、ホールディングス関係の質疑を打ち切ります。

引き続き質疑を行います。2款総務費、5項統計調査費、1目統計調査総務費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 6項1目監査委員費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 3款民生費、1項1目社会福祉総務費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 3目老人福祉費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） それでは、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費。

7番。

○委員（坂本 昇君） ここの13節の委託料に、これは新しい事業かなということで、子ども・子育て支援システムと事業計画というのがありますが、この内容についてお願いします。

○委員長（三田地泰正君） 田鎖保健福祉課長。

○保健福祉課長（田鎖英明君） お答えいたします。

子ども・子育て支援システム改修委託料654万5,000円につきましてでございますけれども、これにつきましては現在のシステムを使いまして、こども園の保育料等算定をしているところでございますが、今般の10月1日からの無償化に伴いまして、そのシステムの改修が必要となったところでございます。全額委託料ということで、こちらのほうでは負担しますし、国のほうからも応分の補填があるというところでございます。

以上でございます。

○委員長（三田地泰正君） いいかな。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） それでは、1目を終わりにして、3目児童福祉施設費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 4款衛生費、1項保健衛生費、6目環境衛生費。

7番。

○委員（坂本 昇君） この8件が台風関係の飲料水ということでございます。それで、地域的にまだ残っているのが小川なのか、安家なのか、岩泉なのかという大ざっぱな件が1つと、それからこれの期限、もう3年たっていますが、まだ台風関係で拾っていける期間がどこまであるのかをお願いします。

○委員長（三田地泰正君） 三上課長。

○上下水道課長（三上訓一君） 今回8件の個人飲料水の供給施設の補助金ということでお願いしております。この地区の内訳、ここはもちろん簡易水道、そして共同飲雑の区域外ということになります。また、この補助は今年度限りということで、それで5月もこの旨の形で広報して、相談がふえてきた関係で、今回予算のお願いをしておるところで、何とか工事も雪が降る前の年内にということで、それぞれ対象者として選んでいただく事業者にもその旨のお願いをしておるところであります。

以上です。

○委員長（三田地泰正君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） なければ、5款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 3目農業振興費。

7番。

○委員（坂本 昇君） 3目の23節の償還金というところで、青年就農給付金返還金という支出があります。これは、どこに対して返還をしていくのかというのをお願いします。

○農林水産課長（佐々木修二君） 根木地主査から答弁。

○委員長（三田地泰正君） 根木地主査、答弁。

○農業振興室主査（根木地智和君） お答えいたします。

こちらについては、県への返還金となります。この中身としては、対象者の方に交付した部分についてを県に返還するという形になります。

○委員長（三田地泰正君） 7番。

○委員（坂本 昇君） 前段からわからないとちょっと難しかったのですが、そうするとそういう青年就農者に対して町で交付したと。その交付する源は、町のお金でもあるし、県のお金でもあると。だけれども、返還するのは何のためかということなのです。そして、1人分だとか、そういうのはあるかと思うのですが。

○委員長（三田地泰正君） 根木地主査、答弁。

○農業振興室主査（根木地智和君） お答えいたします。

こちらについては、青年就農給付金ということで、経営開始した若い農業者に対する給付金という形になっております。こちらについて返還の理由としては、基準所得がございまして、前年の総所得額、こちらが350万円を超えたために、この交付した75万円は半年分となりますので、半年分が返還の対象となっております。

○委員長（三田地泰正君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） なければ、3目を終わります。

4目畜産業費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） なければ、ここで一般社団法人岩泉農業振興公社の経営状況報告についての質疑を行います。農業公社、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） それでは、3時10分まで休憩します。

休憩（午後 3時02分）

再開（午後 3時10分）

○委員長（三田地泰正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席委員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

引き続き質疑を行います。

5款農林水産業費、2項林業費、1目林業総務費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） なければ、2目林業振興費。

2番。

○委員（畠山和英君） 19節に部分林の立木売払交付金があります。歳入にもありますけれども、この場所についてお答え願います。

○農林水産課長（佐々木修二君） 今村林業水産室長から。

○委員長（三田地泰正君） 今村室長、答弁。

○林業水産室長（今村 篤君） お答えいたします。

今回売り払いが行われた場所についてですけれども、安家の大坂本部分林で入札が行われまして、その結果分収されたものでございます。

以上です。

○委員長（三田地泰正君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） なければ、6款商工費、1項商工費、3目地場産業振興費。

4番、どうぞ。

○委員（八重樫龍介君） ここの100万円ちょっとの内容をお伺いします。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 佐々木総括室長。

○委員長（三田地泰正君） 経済観光交流課、佐々木総括室長。

○経済観光交流課総括室長兼経済商工室長（佐々木 剛君） ご当地グルメ推進事業補助金についてお答えいたします。

本年11月23日、24日に兵庫県明石市で、第11回ご当地グルメでまちおこしの祭典！B-1グランプリ in 明石というものが開催されまして、これに本町のご当地グルメの炭鉱ホルモン鍋が初出場いたします。これに伴いまして、今回のB-1グランプリはまちおこしの祭典ということでございまして、岩泉高校の郷土芸能の同好会から出場していただくということでございます。その交通費等の予算でございます。

○委員長（三田地泰正君） 4番。

○委員（八重樫龍介君） 高校の中野七頭舞が行くということで、これは行くいきさつ、中野七頭舞になったいきさつと、それから何人規模で行かれるのか、その規模をお願いします。

○委員長（三田地泰正君） 佐々木総括室長。

○経済観光交流課総括室長兼経済商工室長（佐々木 剛君） このいきさつといたしますか、経緯で
ございますけれども、まず今年度初めて炭鉱ホルモン鍋が出場するというので、商工会と炭鉱
ホルモン鍋発掘隊から町に対して要望がございまして、高校生とともに岩泉町をPRしてきたい
というふうな要望がございまして、それに町のほうで応えたということでございます。

高校生は、生徒10人と引率者1名、全部で11人ということでございます。

○委員長（三田地泰正君） 4番。

○委員（八重樫龍介君） 非常に素晴らしいことだと思っております。それで、せっかく高校生10名
行きます。行って舞ってくると思うのですが、兵庫県明石市、なかなか行けるところではない
ので、行った所感と申しますか、高校生10名にぜひ感想を提出してもらおうという考えはいかがで
すか。

○委員長（三田地泰正君） 佐々木総括室長、答弁。

○経済観光交流課総括室長兼経済商工室長（佐々木 剛君） 高校生は町の地域課題といたしますか、
K I Z U K I プロジェクトというふうな活動も行っておりますので、確かに今のご提案いいと思
いますので、そのような形でホルモン隊のほうとも協議してまいりたいと思います。

○委員長（三田地泰正君） 7番。

○委員（坂本 昇君） 確認します。

そうすると、この予算の103万7,000円は高校生の10人と1人ということで、B-1 グルメに
出る商工会関係団体だとか、ホルモン隊の人たちというのは実費で行くということで理解してい
いかどうかをお願いします。

○委員長（三田地泰正君） 佐々木総括室長、答弁。

○経済観光交流課総括室長兼経済商工室長（佐々木 剛君） ホルモン隊の旅費でございますけれ
ども、商工会のほうで商工会の運営費で4人分の旅費を計上してございます。また、伴走型補助
金という補助金を活用して6名分の予算を確保しているというふうに聞いております。

○委員長（三田地泰正君） ほかに3目ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） なければ、進みます。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 5項都市計画費、2目公共下水道費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） なければ、8款消防費、1項消防費、5目災害対策費。

〔「なし」と言う人あり〕

◎教育次長の発言

○委員長（三田地泰正君） なければ、議事進行上、大変申しわけございませんが、次の目に入る前に三上教育次長より発言の申し出がありますので、これを許可します。どうぞ。

○教育次長（三上義重君） それでは、9款のご審査いただく前に、冒頭の予算説明のほうで應家総務課長からも説明がありましたが、9款2項1目のところで今回工事費のほう、15節工事請負費で新小川小学校統合校舎改修工事というものがございしますが、1,584万7,000円、こちらのほうですが、現在ご案内のとおり小川小学校、そして門小学校が今度新設の小川小学校に統合になるということで、現在の門小学校の改修のほうを行うというものでございます。金額がちょっと大きいものですから、中身のほうがどのような内容のものかをちょっと説明させていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

トータルでは1,584万7,000円になっておりますが、大体項目が8項目ぐらいになっております。その中で、一番大きいところ3項目が校舎の外装、外壁、こちらのほう、やはり今、年数たっていて、カビ等がありますので、そういった外壁のほうの塗装を塗り直します。これが467万5,000円の見込みになっています。

続きまして、次に大きいのが、こちらがちょうど校舎の玄関の前のところ、そこに石碑があるのですが、あとそこに園地といいますか、緑地があるのですけれども、そこで駐車場の部分がかなり門小学校は狭いので、石碑のほうは残しまして、その部分の緑地分をちょっと削りたいなというのがございます。そちらが380万6,000円の見込みでございます。

3つ目としましては、あとは体育館のステージの幕があるのですが、そちらのほうに新しい、今度は校章のほうもかわりますので、ちょうどステージ幕のところ校章が入っていますので、そちらのほうもちょっと更新したいなど。それが234万3,000円と、こういうものがちょっと大きいものになっております。

中身として、これをちょっと再分類しまして、統合の関連というのが大体619万3,000円、校

長室を直したり、そういった部分もございますので、そういったものが統合関連が619万3,000円、あとは今度の新設校になる分で、門小学校のほうから、先ほど出た外壁とか校舎をちょっとこの際に直したいというのがあります。その学校からの希望のほうは497万8,000円ほどになります。あとは、老朽化部分の対応ということで、それが467万5,000円ということになります。

以上、トータルすれば大体この予算のほうの1,580万7,000円と。そのほかに、15節のほかに備品購入で、先ほども話ししましたが、新しい学校の校章が変わりますので、今度は校旗、そちらのほうを備品購入費のほうに計上させていただいておりますので、どうぞよろしくご審査のほうをお願いいたします。

○委員長（三田地泰正君） それでは、9款教育費、1項教育総務費、4目僻地教育支援センター運営費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） なければ、2項小学校費、1目学校管理費、ただいま説明の件です。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） なければ、10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農業施設災害復旧費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 質疑なしと認めます。

これで歳出の審査を終わります。

歳入に入ります。8ページをお開き願います。よろしいでしょうか。

2款地方譲与税、3項森林環境譲与税。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 8款地方特例交付金、2項子ども・子育て支援臨時交付金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 9 款地方交付税、1 項地方交付税。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 11 款分担金及び負担金、2 項負担金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 14 款に入ります。県支出金、2 項県補助金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 15 款財産収入、2 項財産売払収入。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 17 款繰入金、2 項基金繰入金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 18 款繰越金、1 項繰越金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 19 款諸収入、4 項雑入。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 20 款 1 項町債。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） なければ、これで歳入の質疑を終わります。

次に、第 2 表、地方債補正に入ります。5 ページをお開き願います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 質疑なしと認めます。これで第 2 表、地方債補正を終わります。

これで議案第 14 号の質疑を終わります。

これから議案第 14 号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 討論なしと認めます。

これから議案第 14 号を採決します。

お諮りをします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 14 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第 15 号 令和元年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

○委員長（三田地泰正君） 議案第 15 号 令和元年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

本案について提案者の説明を求めます。

應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） それでは、議案第 15 号 令和元年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明を申し上げます。

最初に、事業勘定の歳出から申し上げます。8 ページをお開き願います。歳出の主なものとしては人件費でございまして、そのほか精算返還金でございまして、5 款 1 項 3 目の 23 節で国庫支出金等精算返還金 514 万 1,000 円をお願いしてございます。

歳入でございまして、5 ページをお開き願います。6 款 1 項 1 目で一般会計繰入金マイナスの 1,116 万 6,000 円、7 款 1 項 1 目の繰越金で前年度繰越金 562 万円をお願いするものでございます。

サービス事業勘定は、12 ページでございまして、歳出は人件費、歳入では 3 款 1 項 1 目の繰越金を 38 万 1,000 円をお願いするものでございます。

以上でございまして、ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（三田地泰正君） 提案者の説明が終わりました。

お諮りをします。審査の順序ですが、事業勘定を歳入歳出一括で、その後サービス事業勘定を歳入歳出一括で審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 異議なしと認めます。

したがって、事業勘定を歳入歳出一括で、その後サービス事業勘定を歳入歳出一括で審査することに決定しました。

これから事業勘定の歳入歳出の質疑を行います。4 ページから 8 ページをごらんください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） なければ、事業勘定の歳入歳出の質疑を終わります。

次に、サービス事業勘定の歳入歳出の質疑を行います。12 ページをお開きください。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 質疑なしと認めます。

これで議案第 15 号の質疑を終わります。

これから議案第 15 号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 討論なしと認めます。

これから議案第 15 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 15 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第 16 号 令和元年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）

○委員長（三田地泰正君） 議案第 16 号 令和元年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

本案について提案者の説明を求めます。

應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） それでは、議案第 16 号 令和元年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明を申し上げます。

最初に、歳出でございますけれども、5 ページをお開き願います。5 ページ、1 款 2 項 1 目水道管理費で 15 節工事請負費、簡易水道施設維持小工事で 203 万 1,000 円をお願いしてございます。

これは安家簡水の方でございます。

それから、戻っていただきまして、歳入では 5 款 1 項 1 目一般会計繰入金で 1,392 万 5,000 円をお願いするものでございます。

以上でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（三田地泰正君） 提案者の説明が終わりました。

お諮りをします。審査の順序ですが、歳入歳出一括で審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 異議なしと認めます。

したがって、歳入歳出一括で審査することに決定しました。

これから質疑を行います。3ページから6ページをごらんください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） なければ、質疑を終わります。

これから議案第16号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

お諮りをします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第17号 令和元年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第2号）

○委員長（三田地泰正君） 議案第17号 令和元年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） 議案第17号 令和元年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

初めに、歳出から申し上げます。4ページをごらん願います。1款1項2目龍泉洞管理費、15節で龍泉洞施設小工事125万4,000円をお願いしてございます。遊歩道の手すり工事となります。

歳入では、前のページ、3ページをごらん願います。5款1項1目の繰越金で前年度繰越金1,107万

5,000円をお願いするものでございます。

以上でございます。ご審査のほどよろしく願いをいたします。

○委員長（三田地泰正君） 提案者の説明は終わりました。

お諮りをします。審査の順序ですが、歳入歳出一括で審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 異議なしと認めます。

したがって、歳入歳出一括で審査することに決定しました。

これから質疑を行います。3ページから4ページをごらんください。

2番。

○委員（畠山和英君） 3ページの歳入の指定寄附金が2万円あります。これは何でしょうか。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 佐々木総括室長から。

○委員長（三田地泰正君） 佐々木総括室長、答弁。

○経済観光交流課総括室長兼経済商工室長（佐々木 剛君） お答えいたします。

龍泉洞の復旧等に使っていただきたいということでの指定寄附でございます。個人の方からの寄附でございます。

○委員長（三田地泰正君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） なければ、質疑を終わります。

これから議案第17号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

お諮りをします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第18号 令和元年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○委員長（三田地泰正君） 次に、議案第18号 令和元年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） 議案第18号 令和元年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

この補正は、歳出では主に人件費、歳入につきましては一般会計繰越金を見込むものでございます。

以上でございます。ご審査のほどよろしくお願いをいたします。

○委員長（三田地泰正君） 提案者の説明が終わりました。

お諮りをします。審査の順序ですが、歳入歳出一括で審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 異議なしと認めます。

したがって、歳入歳出一括で審査することに決定しました。

これから質疑を行います。3ページから5ページをごらんください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） なければ、質疑を終わります。

これから議案第18号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上をもって本委員会に付託された議案の審査は全て終了しました。

委員長報告の作成については、私に一任願います。

◎閉会の宣告

○委員長（三田地泰正君） 以上で条例補正予算審査特別委員会を閉会します。

（午後 3時36分）

岩泉町議会委員会条例第27条の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

令和元年第3回岩泉町議会定例会
条例補正予算審査特別委員会委員長

三 田 地 泰 正
